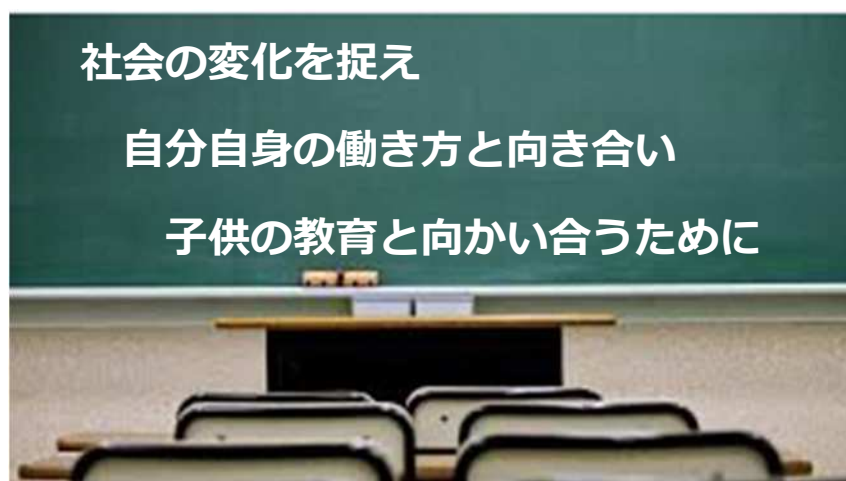


豊島区学校における働き方改革推進プラン



平成 31 年 3 月

豊島区教育委員会

はじめに

豊島区の学校教育は、教員の高い意欲と能力、献身的な努力に支えられ、これまで長きにわたり質の高いきめ細やかな活動が展開されてきました。

こうした「子供のためには努力を惜しまない」という教員の使命感、働く姿勢は、子供の成長にとって必要不可欠である一方で、長時間にわたる勤務が常態化し、心身の疲弊から仕事の効率性を下げ、結果として教育の質の低下を招く要因にもなりかねません。また、教員志願者の減少傾向に拍車をかけ、教育現場での人材育成に危険信号を点滅させています。

こうした中、平成 29 年 3 月に公表された新学習指導要領では、英語教育の教科化に伴い、小学校中学年・高学年の標準授業時数も増えています。また、情報化やグローバル化のさらなる進展、人工知能の飛躍的な進化など、激しく変化する社会構造に対応するため、子供一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」を育む質の高い学校教育の実現を求めています。教員は、これまで以上に幅広い経験・研鑽を積み、授業準備等に集中できる時間を確保していかなければなりません。

さらに、いじめ問題や不登校、特別な支援を要する児童・生徒への対応等、学校が抱える課題はより多様化かつ複雑化しており、教員が子供たちの心と向かい合う時間も合わせて確保していかなければなりません。

こうした学校・教員への役割や期待が増加する中、従来どおりの体制や仕事の進め方ですべての教育課題に対応していくには限界があります。

文部科学省は、平成 29 年 12 月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を発表し、平成 31 年 1 月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を発表しました。また、3 年後の 2022 年に再度、教職員の勤務実態調査を行うとしていることから、国の提案事項の具現化は急ピッチで進めていくべき課題だと受け止めています。

教員もこうした社会の変化を捉え、自分自身の働き方と向き合い、子供の教育と向かい合うために、現在の働き方・仕事の進め方を見直す時期を迎えています。

豊島区教育委員会は、教員の長時間労働について、これまで以上に学校と連携し、家庭や地域等の学校関係者の理解・協力を仰ぎながら、教員の負担軽減に向けた改革に全力で取り組んでまいります。

教員が健康を損なうことなく、夢と希望と働きがいを抱いて、未来を担う子供たちと向き合えるよう、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」をここに策定し、推進してまいります。

教育都市としまの新たな峰への展開に向けて、関係各位のご理解・ご協力をお願いする次第です。

豊島区教育委員会

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 国・東京都の動向	1
(1) 国の動き	1
(2) 東京都の動き	2
2 豊島区のこれまでの取組	2
3 学校を取り巻く現状	3
第2章 豊島区立小中学校における勤務の実態	7
1 勤務実態調査の実施	7
(1) 勤務実態調査の概要	7
(2) 勤務実態調査の結果	9
2 調査結果に基づく課題の抽出	15
第3章 計画の基本的事項	17
1 計画の目的・目標	17
2 計画の位置づけ	17
3 計画期間	17
4 計画の具現化に向けた留意点	18
5 計画の具現化に向けたコンセプト	18
第4章 取組の展開	19
1 取組の方向性	19
(1) 4つの柱	19
(2) 本プランの構成	21

2	プランを実施するにあたっての基本的事項	22
	(1) 学校・教員が担うべき業務の明確化・適正化	22
	(2) 学校配置スタッフの活用促進	22
3	具体的な取組	27
	(柱1) 業務改善・有用性と効率化の推進	
	取組1-1 会議の精選・効率化	29
	取組1-2 研修の実施方法・内容の見直し	30
	取組1-3 調査等の精選・見直し	31
	取組1-4 校務分掌の見直し	32
	取組1-5 部活動ガイドラインの順守	33
	取組1-6 職層・年齢層のバランスの取れた人員配置・人材育成	35
	取組1-7 校務支援システムの改善・活用促進	36
	取組1-8 教材データの共有化	37
	取組1-9 教材準備等におけるICT支援員の活用促進	38
	取組1-10 文書作成の電子化・効率化	39
	取組1-11 勤務時間外におけるメッセージ機能付電話の導入	40
	取組1-12 働き方改革に関する好事例の共有化	41
	(柱2) チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実	
	取組2-1 学校徴収金の公会計化・システム導入	42
	取組2-2 学校事務職員の事務分掌の整理・活用	43
	取組2-3 学校事務補助職員の勤務条件の見直し	45
	取組2-4 法律相談体制の整備	46
	取組2-5 スクール・サポート・スタッフ等の活用促進	47
	取組2-6 ALT・学校図書館司書の活用促進	48
	取組2-7 SC・SSW等の専門スタッフによる相談体制の充実	49
	取組2-8 スクール・スキップ・サポーターの活用促進	50
	取組2-9 部活動における外部指導員の活用促進	51
	取組2-10 外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	52

(柱3) 勤務時間・働き方への意識改革	
取組3-1	計画的な休暇等の取得・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
取組3-2	出退勤システムの導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
取組3-3	定時退庁日の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
取組3-4	学校閉庁日の設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
取組3-5	在校時間の上限設定・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
取組3-6	管理職のマネジメント能力の向上・・・・・・・・ 58
(柱4) 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携	
取組4-1	教員に参加を求める行事・イベントの精選・・・・ 59
取組4-2	教員の働き方改革に対する保護者等の理解・協力の促進・・・・ 60
取組4-3	学校支援ボランティア等による支援体制の整備・・・・ 61
取組4-4	学校・家庭・地域の連携強化による教育活動の推進・・・・ 62
取組4-5	国・東京都への要望・働きかけ・・・・・・・・ 63
4	作業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
第5章	計画の推進に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
1	教員の働き方改革検討部会での検討経過・・・・・・・・ 69
2	教員の働き方改革検討部会委員・・・・・・・・ 70
3	豊島区教育ビジョン検討委員会教員の働き方改革検討部会設置要綱・・・・ 71

第1章 計画策定の背景

1 国・東京都の動向

近年、日本社会においては長時間労働是正に向けた取組が行われてきています。こうした中、国が平成28年度、東京都が平成29年度に実施した教員の勤務実態調査において、過労死ラインと言われる週当たりの在校時間が60時間を超える教員が多数存在していることが判明しました。

このため、文部科学省や東京都教育委員会は、教員の労働環境改善に向けた方針を示し、教育現場を管轄する区市町村教育委員会に対して、地域の実情や各学校の実態を踏まえた実施計画等の策定を求めています。

(1) 国の動き

平成28年 10・11月	文部科学省 教員勤務実態調査の実施
平成29年 8月	中央教育審議会（学校における働き方改革特別部会） 学校における働き方改革に係る緊急提言
平成29年 12月	中央教育審議会 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）
平成29年 12月	文部科学省 学校における働き方改革に関する緊急対策の決定
平成30年 2月	文部科学省通知 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）
平成31年 1月	中央教育審議会 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）
	文部科学省 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定

(2) 東京都の動き

平成29年 6・7月	東京都教育庁 公立学校教員勤務実態調査の実施
平成30年 2月	東京都教育委員会 学校における働き方改革推進プランの策定

平成 30 年 3 月	東京都教育委員会 学校における働き方改革推進事業補助金交付要綱の策定
平成 30 年 4 月	東京都教育委員会 学校における働き方改革に関する実施計画等の策定に関する通知
平成 31 年 2 月	東京都教育委員会 学校における働き方改革の成果と今後の展開（通知）
	東京都教育庁 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）

2 豊島区のこれまでの取組

本区においては、本プラン策定以前において、教職員の事務負担軽減等を図るため以下の取組等を実施してきました。

校務支援システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度より校務支援システム（C4th）を導入し、これまで紙ベースで行っていた児童・生徒の出欠情報、成績情報、保健情報及び教育課程等の校務分掌をグループウェア内でシステム処理できるようにしました。（豊島区個人情報保護審議会の審査を受けました。） 平成 27 年度に教職員に実施したアンケート調査によると、教員一人あたり、1 日約 44 分の事務軽減が図られています。
部活動外部指導員の活用	<ul style="list-style-type: none"> 部活動顧問の負担軽減を図るため、地域の方々を中心とした登録制の人材バンクから各区立中学校に部活動外部指導員を配置しています。 活動実績（直近 3 か年） 平成 27 年度 47 名 延べ 3,214 回 平成 28 年度 49 名 延べ 3,275 回 平成 29 年度 41 名 延べ 3,292 回
スクール・サポート・スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度より東京都の補助事業として、教員からの指示を受けて学習プリント等の印刷・配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助などを行う臨時職員を、各学校からの希望に応じて配置しています。 平成 30 年度は区立小・中学校 5 校に配置しています。
小・中学校への副校長の複数配置	<ul style="list-style-type: none"> 東京都のモデル事業として、平成 28・29 年度の 2 年間実施されました。 本区では、南池袋小学校と千登世橋中学校の 2 校で副校長の複数配置を実施し、「多岐にわたる校務処理や教育指導を 2 人の副校長で分担することができ、有効に機能している」との報告を東京都に行いました。

3 学校を取り巻く現状

新学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂は、予測困難な未来社会を生きる子供たちが、自立的に生き、持続可能な社会の担い手として参画するために必要な資質・能力が確実に育成されることを期して行われました。しかし、子供たちを取り巻く環境の変化により、学校が抱える課題も複雑化・困難化しています。

【グラフー 1】は、教員勤務実態調査（平成 28 年）を示すものですが、公立小・中学校の全ての職層において、勤務時間が 10 年前より増加し、長時間勤務の実態が明確になってきました。また、【グラフー 2】の教員と教員以外の月当たりの平均超過勤務時間数の比較（平成 30 年、東京都・豊島区教育委員会）を見ても、豊島区立小学校教員 89.0 時間、中学校教員 87.8 時間と超過勤務時間数の突出ぶりが分かります。

【グラフー 1】

教員の 1 日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）

（時間：

分）

平日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	10 : 37	10 : 11	+0 : 26	10 : 37	10 : 19	+0 : 18
副校長・教頭	12 : 12	11 : 23	+0 : 49	12 : 06	11 : 45	+0 : 21
教諭	11 : 15	10 : 32	+0 : 43	11 : 32	11 : 00	+0 : 32

（時間：分）

土日	小学校			中学校		
	28 年度	18 年度	増減	28 年度	18 年度	増減
校長	1 : 29	0 : 42	+0 : 47	1 : 59	0 : 54	+1 : 05
副校長・教頭	1 : 49	1 : 05	+0 : 44	2 : 06	1 : 12	+0 : 54
教諭	1 : 07	0 : 18	+0 : 49	3 : 22	1 : 33	+1 : 49

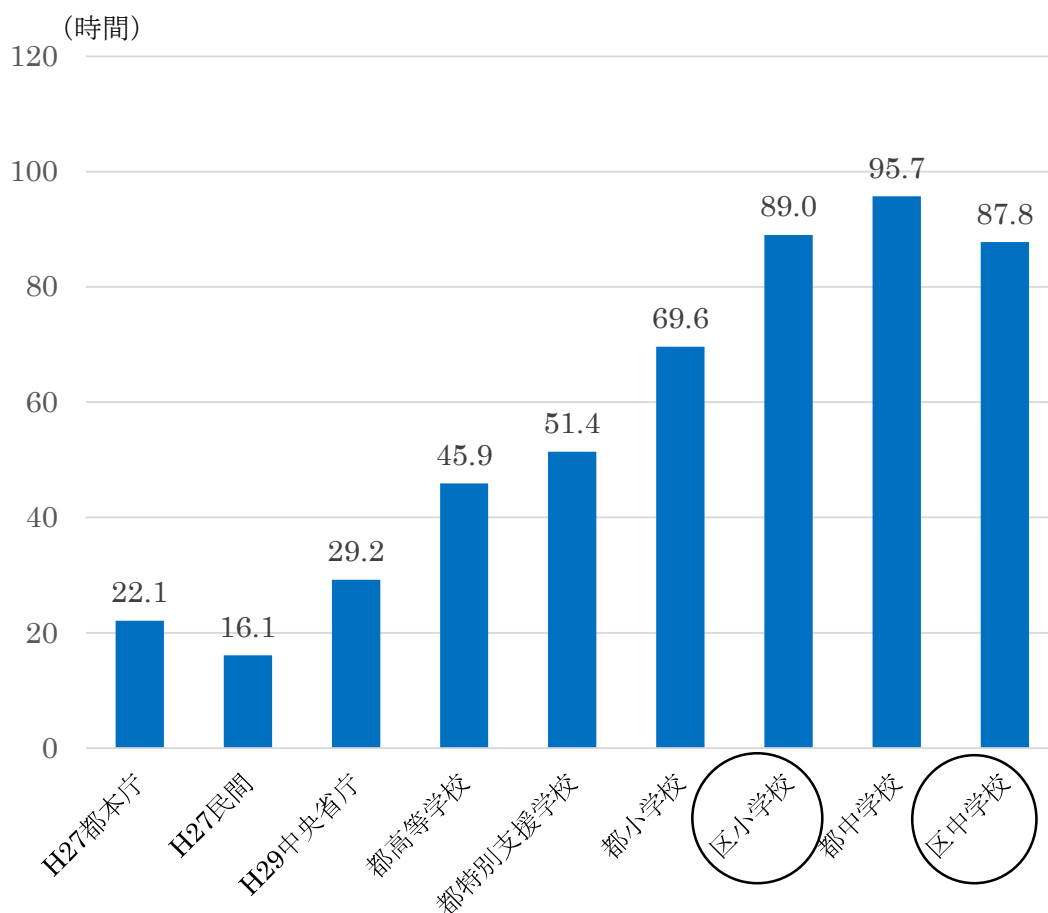
※資料は文部科学省が公表した「教員勤務実態調査」（平成 28 年度）を基に作成しています。

※平成 28 年度調査の「教諭」については、主幹教諭、指導教諭を含んでいます。（主幹教諭、指導教諭は、平成 20 年度より制度化されたため、平成 18 年度調査

では存在していません。)

【グラフー 2】

教員と教員以外の月あたりの平均超過勤務時間数の比較



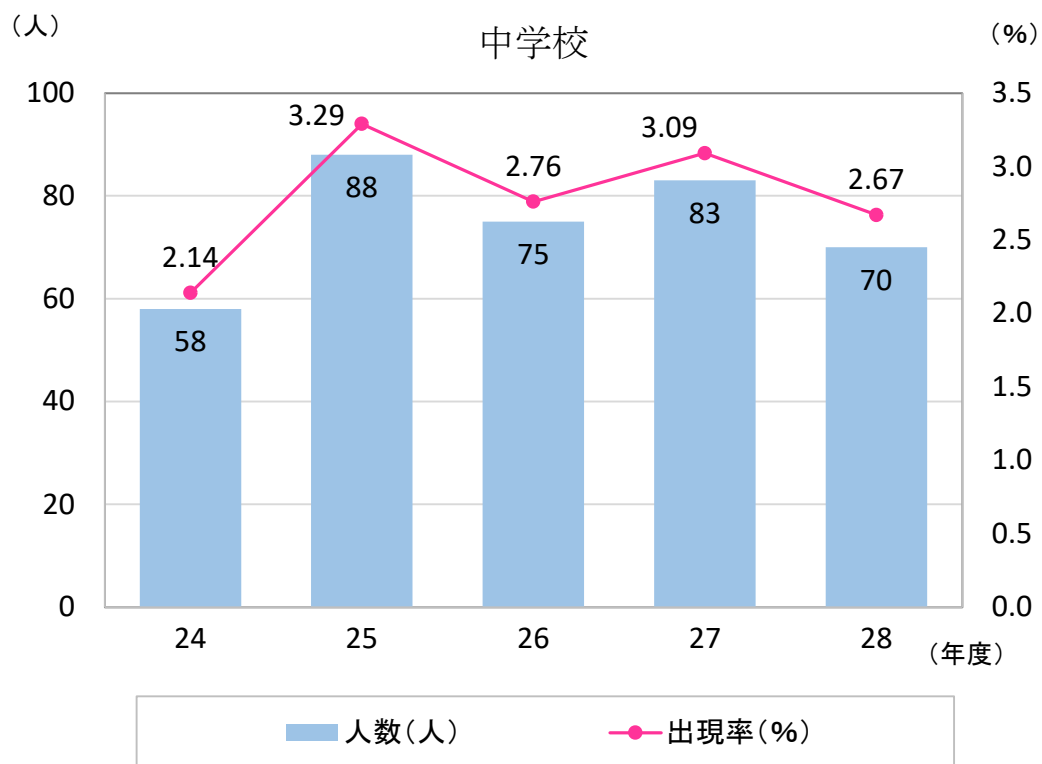
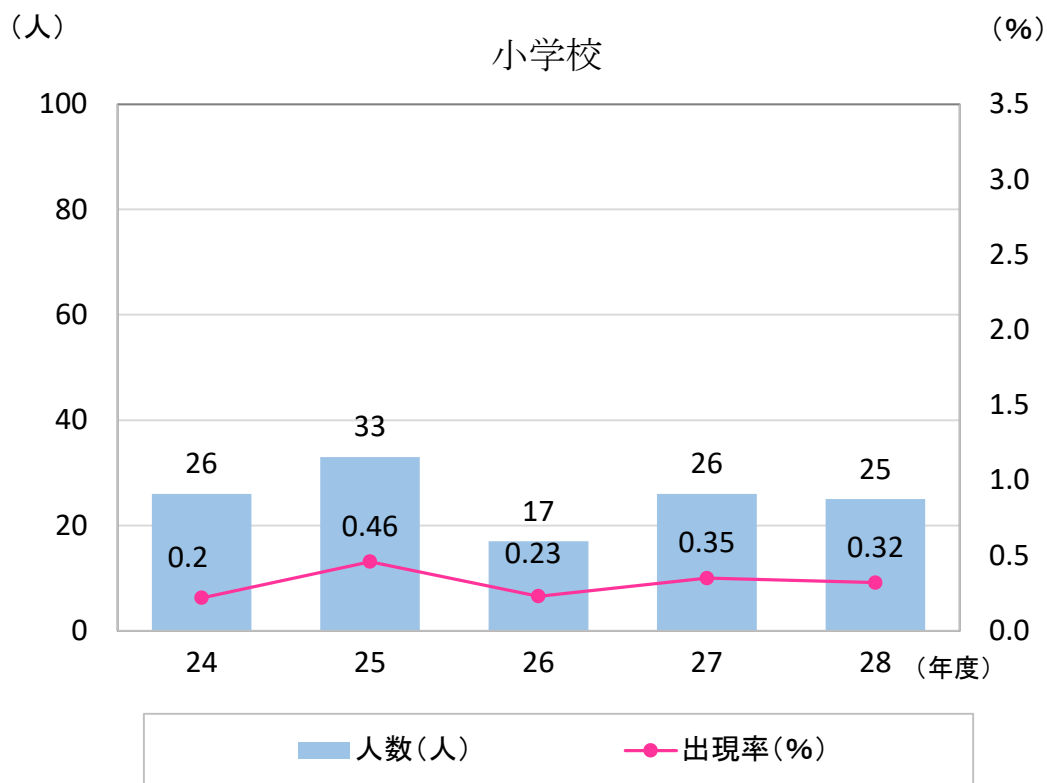
※資料は特別区教育長会資料に豊島区の勤務実態調査の結果を反映し作成しています。

加えて【グラフー 3】は、平成 24 年度～平成 28 年度までの豊島区立小・中学校不登校児童・生徒の実数及び不登校出現率の経年変化を示しています。小・中学校ともにほぼ横ばいであることと、小学校から中学校に至るにつれて不登校児童・生徒数が急増していることが特徴として読み取ることができます。課題の解決に向けては、S C (スクール・カウンセラー) や S S W (スクール・ソーシャルワーカー) との連携を図りながらも、こうした現状は教員の精神的・時間的な負担を増加させ、さらに、多様化する保護者や地域の要望への対応などに追われています。【グラフー 4】「スクールソーシャルワーカーの申請件数の推移」

こうした現状を反映して教職志望者も減少してきており【グラフー 5】、新学習指導要領を着実に実施し、教育の質の改善・充実を図っていくためには、教員が授業や授業準備などに集中して教育の質を高められるよう、学校における働き方改革に早急に取り組んでいく必要があります。

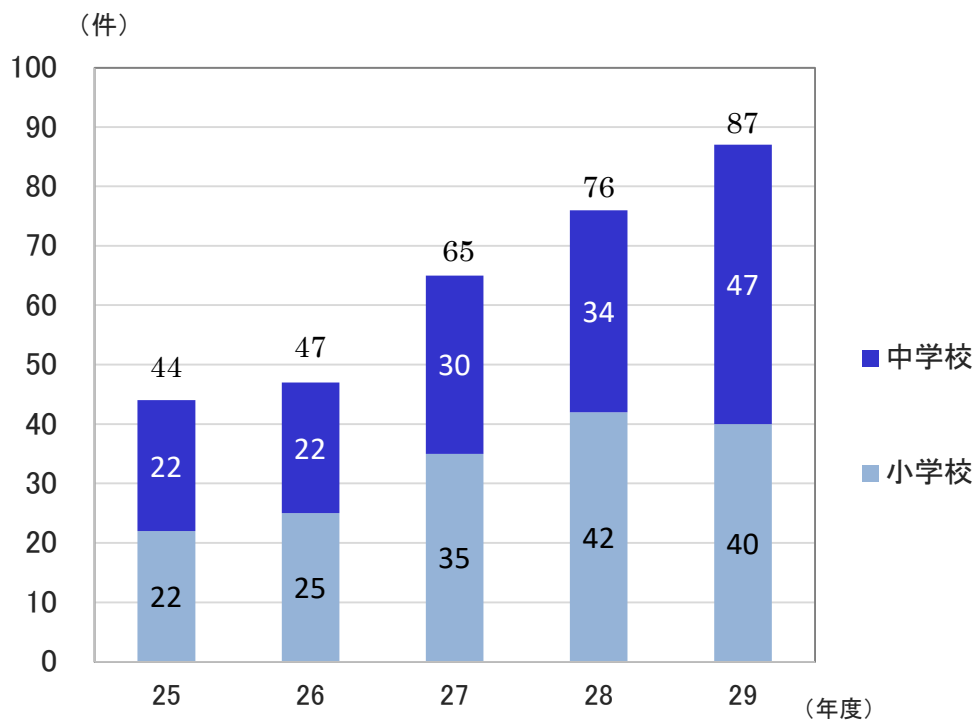
【グラフー3】

豊島区立小・中学校不登校児童・生徒の実数及び不登校出現率の経年変化



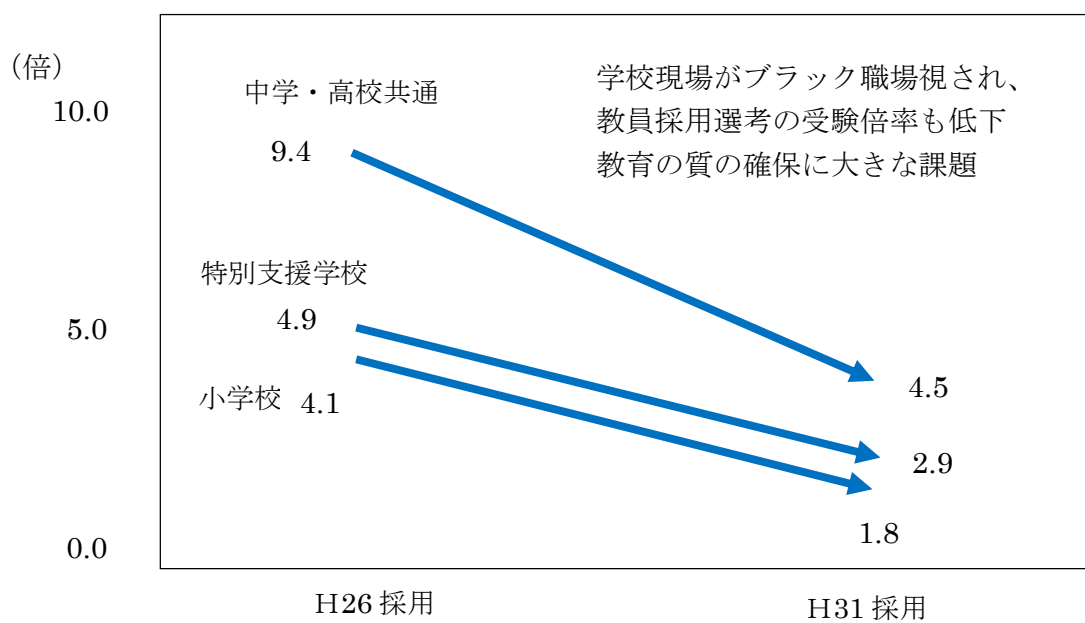
【グラフー 4】

スクールソーシャルワーカーの申請件数の推移



【グラフー 5】

東京都公立学校教員採用候補者選考の受験倍率



※特別区教育長会資料より引用しています。

第2章 豊島区立小中学校における勤務の実態

1 勤務実態調査の実施

豊島区教育委員会では、平成30年度中に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定するにあたり、教育現場において実行性のある計画とするため、豊島区立小・中学校に勤務する教職員を対象に以下の勤務実態調査及びワークショップを実施しました。

調査1 教職員の勤務実態調査<業務記録調査>

調査2 教職員の勤務実態調査<業務に関する実態・意識アンケート調査>

調査3 教員の働き方改革ワークショップ

(1) 勤務実態調査の概要

①教職員の勤務実態調査<業務記録調査>

調査期間	平成30年6月25日～平成30年7月20日の間で、教員ごとに任意の1週間を選択し回答
調査対象	豊島区立の小学校6校、中学校3校
調査方法	タイムスタディ調査（30分刻みで業務内容を選択・記入する方式）
回収結果	管理職用 18票、一般教員用 189票 (有効回収率：管理職用 100%、一般教員用 95%)

※豊島区の教職員勤務実態調査は、1学期末の成績処理に時間を要する時期に実施しました。

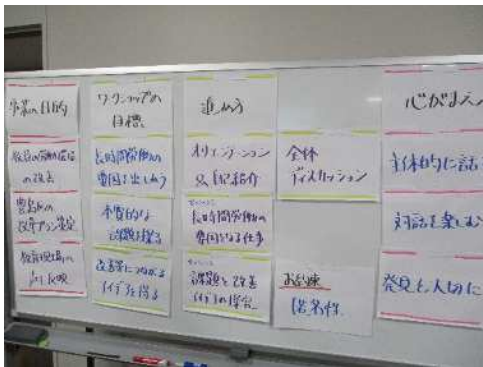
なお、東京都が実施した教職員勤務実態調査は、平成29年6月29日～平成29年7月16日の期間で行われました。

②教職員の勤務実態調査<業務に関する実態・意識アンケート調査>

調査期間	平成30年6月25日～平成30年7月20日
調査対象	豊島区立の小学校6校、中学校3校
調査方法	アンケート調査
回収結果	管理職用 16票、一般教員用 188票 (有効回収率：管理職用 89%、一般教員用 95%)

③教員の働き方改革ワークショップ

対 象 者	豊島区立小・中学校に常時勤務する教員で校長会及び各学校等からの推薦者		
実 施 時 期 各回 3 時間	I	小中学校長	平成 30 年 8 月 2 日 (木) 9:00~12:00
	II	小中学校副校長	平成 30 年 8 月 2 日 (木) 13:30~16:30
	III	小学校管理職 以外の教員	平成 30 年 8 月 3 日 (金) 13:30~16:30
	IV	中学校管理職 以外の教員	平成 30 年 7 月 25 日 (水) 13:30~16:30
参 加 者 数 合 計 68 名	I	小中学校長	15 名
	II	小中学校副校長	15 名
	III	小学校管理職 以外の教員	主幹教諭・主任教諭・教諭 計 22 名
	IV	中学校管理職 以外の教員	主幹教諭・主任教諭・教諭 計 16 名



(2) 勤務実態調査の結果

① 1週間あたりの在校時間

<小学校一般教員>

区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
豊島区	11 時間 05 分	2 時間 38 分	1 時間 07 分	59 時間 17 分
東京都	11 時間 27 分	1 時間 55 分	1 時間 06 分	58 時間 33 分
国	11 時間 15 分	1 時間 07 分		57 時間 29 分

※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

<中学校一般教員>

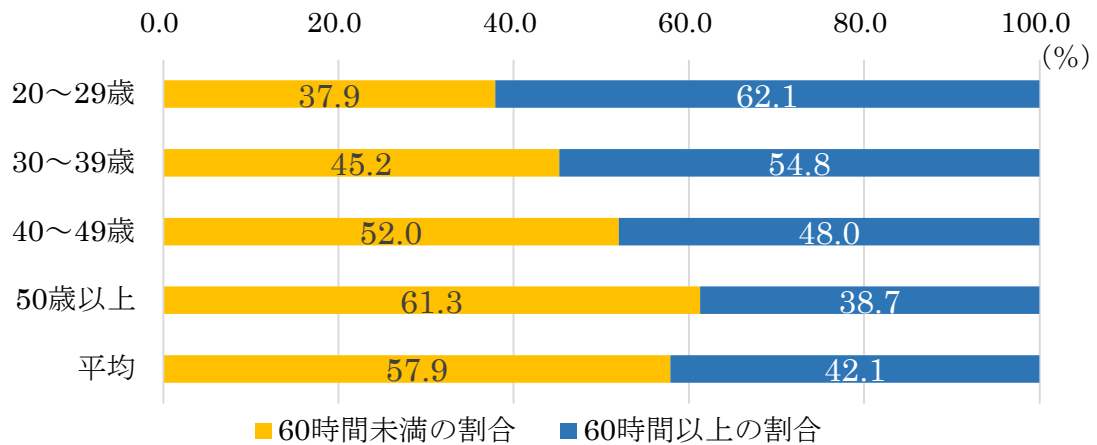
区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
豊島区	10 時間 46 分	4 時間 05 分	1 時間 26 分	59 時間 00 分
東京都	11 時間 32 分	5 時間 51 分	2 時間 31 分	64 時間 35 分
国	11 時間 32 分	3 時間 22 分 (平均)		63 時間 20 分

※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

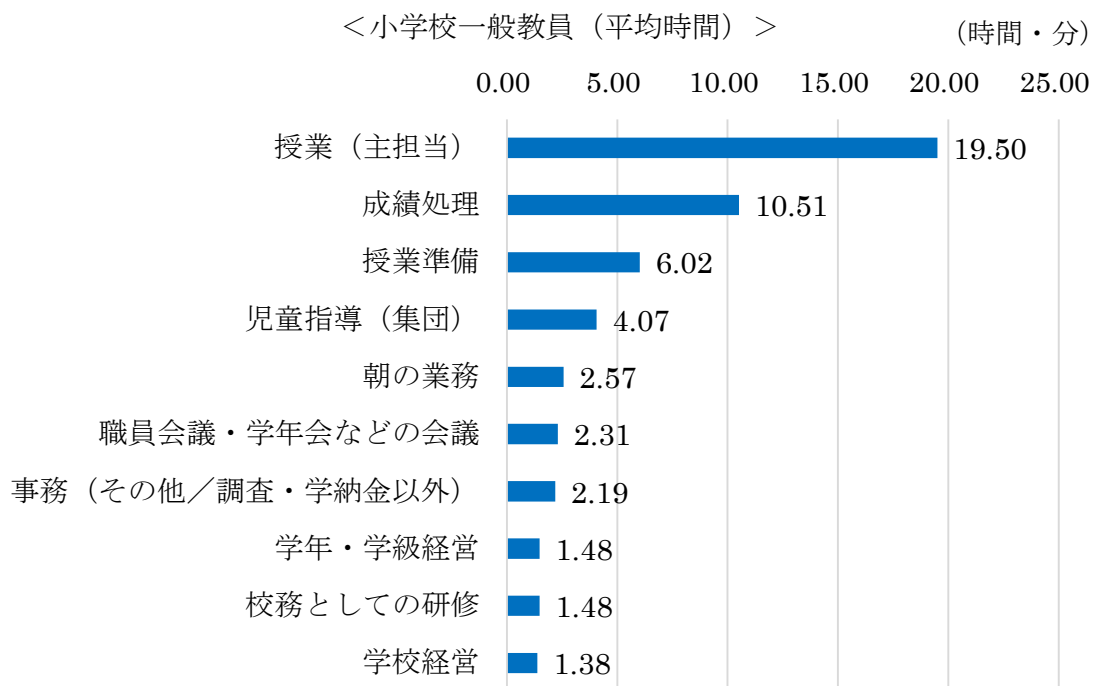
② 1週間当たりの在校時間が 60 時間を超える割合

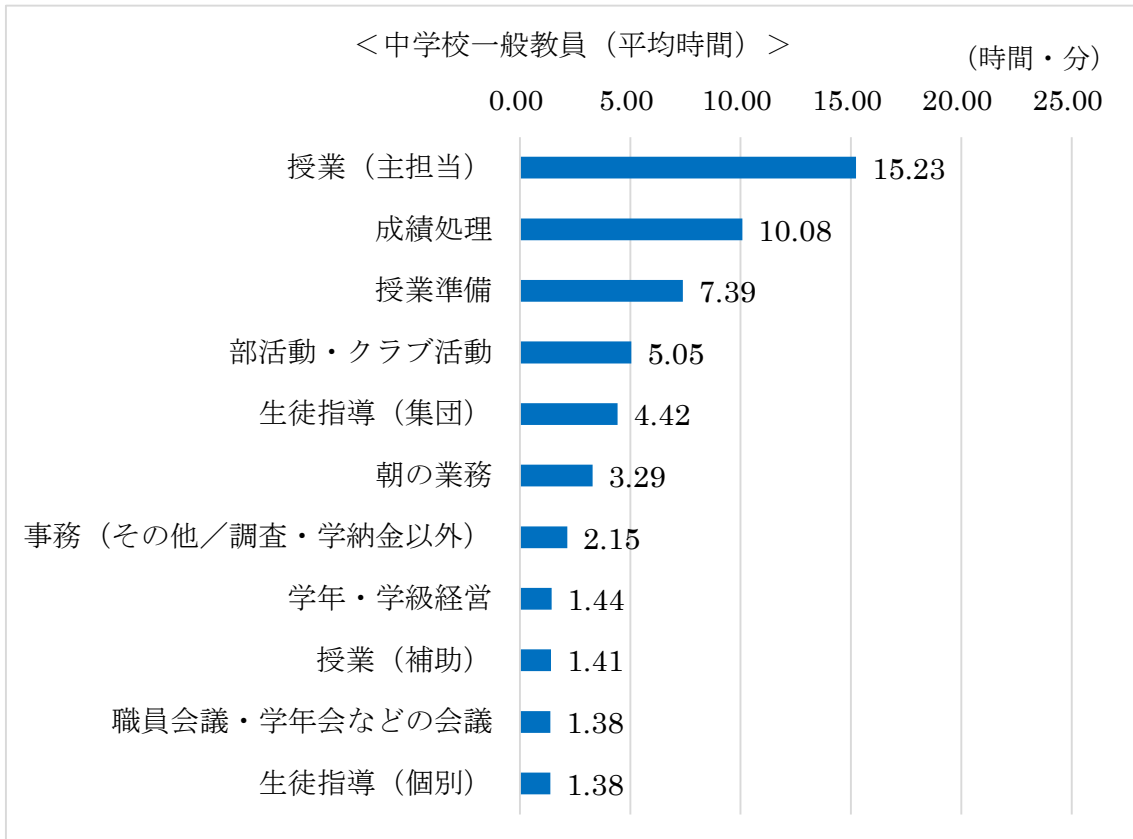
区分	豊島区	東京都	全国
小学校	41.7%	37.4%	33.5%
中学校	42.9%	68.2%	57.6%

③年齢階層別 1週間当たり在校時間が 60 時間未満と 60 時間以上の割合

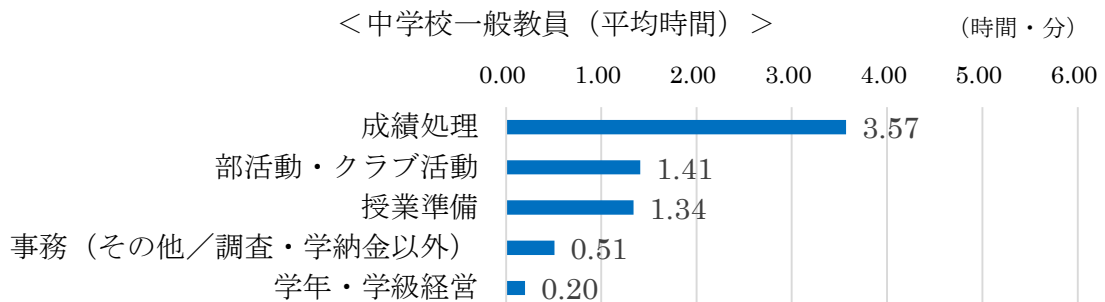
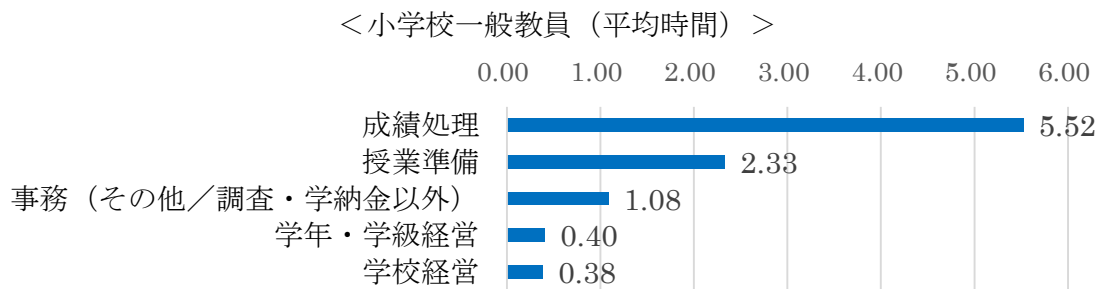


④ 1週間当たりの業務内容別業務時間（上位10位）





⑤平日5日間の17時以降の業務内容別業務時間（上位5位）



⑥ 1週間当たりの在校時間 60 時間未満・60 時間以上の教員における業務比較
(時間の差が大きい上位 5 位)

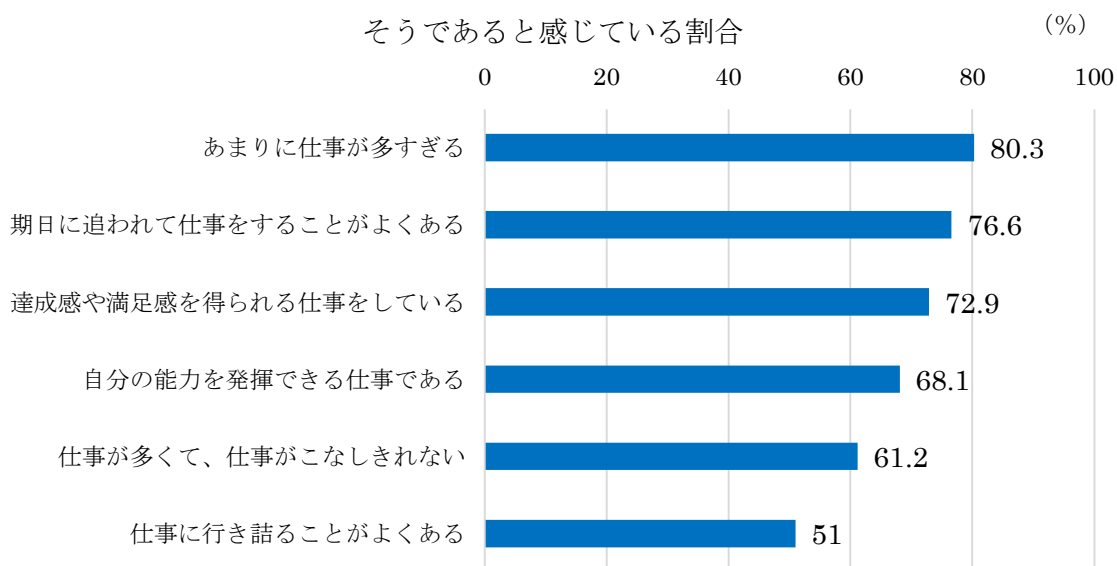
<小学校一般教員>

業 務	60 時間未満	60 時間以上	時間差
成績処理	5 時間 50 分	17 時間 50 分	12 時間 00 分
授業 (主担当)	18 時間 24 分	21 時間 51 分	3 時間 26 分
授業準備	5 時間 11 分	7 時間 14 分	2 時間 02 分
児童指導 (集団)	3 時間 27 分	5 時間 03 分	1 時間 35 分
学校経営	1 時間 03 分	2 時間 28 分	1 時間 25 分

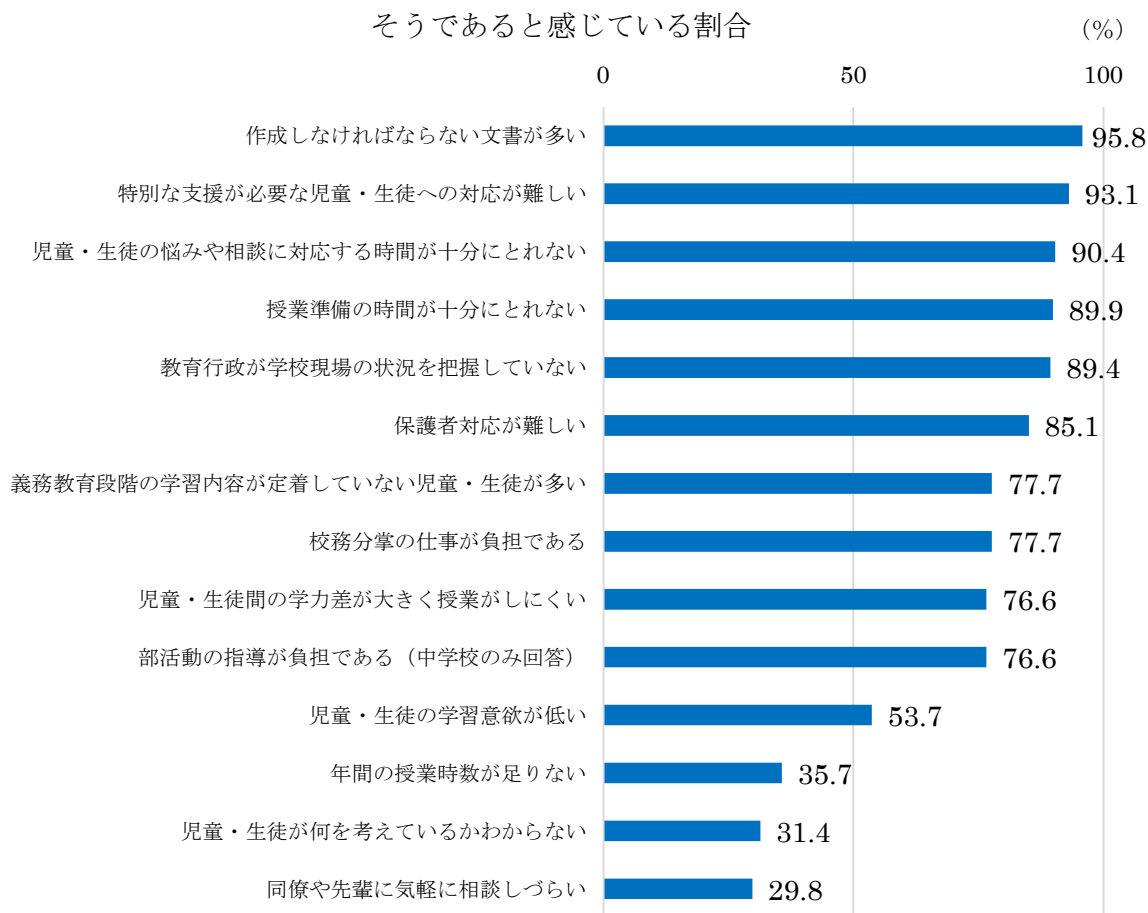
<中学校一般教員>

業 務	60 時間未満	60 時間以上	時間差
成績処理	7 時間 9 分	14 時間 07 分	6 時間 57 分
部活動・クラブ活動	2 時間 53 分	8 時間 01 分	5 時間 07 分
授業 (主担当)	13 時間 31 分	17 時間 52 分	4 時間 21 分
生徒指導 (集団)	3 時間 31 分	6 時間 18 分	2 時間 47 分
生徒会指導	0 時間 13 分	1 時間 21 分	1 時間 07 分

⑦仕事に対する意識 <小・中学校一般教員>



⑧仕事での悩み <小・中学校一般教員>



【教育管理職（校長・副校長）の勤務実態】

豊島区の区立小・中学校における管理職の勤務実態については、学校数の30%とサンプル数が少ないため、参考値として扱っています。

① 1週間あたりの在校時間

<小学校校長>

区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
豊島区	9時間 28分	2時間 06分	0時間 00分	49時間 30分
東京都	10時間 56分	2時間 44分	0時間 35分	55時間 59分
国	10時間 37分	1時間 29分 (平均)		55時間 03分

※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

<中学校校長>

区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
----	---------	-----	-----	-----

豊島区	8時間 19分	6時間 10分	0時間 00分	47時間 47分
東京都	10時間 53分	4時間 21分	1時間 11分	58時間 42分
国	10時間 37分	1時間 59分 (平均)		56時間 00分

※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

<小学校副校長>

区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
豊島区	10時間 51分	5時間 59分	1時間 00分	61時間 12分
東京都	12時間 55分	4時間 04分	1時間 37分	68時間 33分
国	12時間 12分	1時間 49分 (平均)		63時間 38分

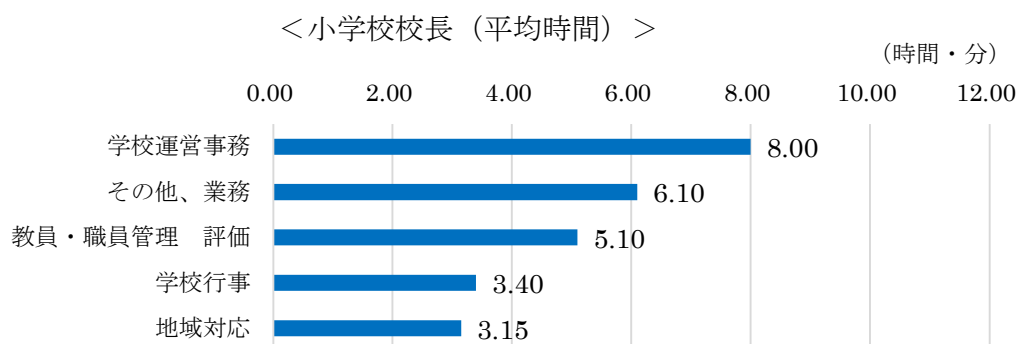
※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

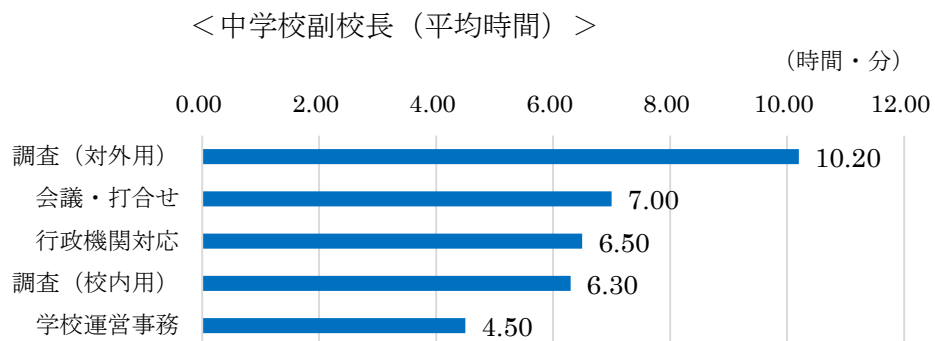
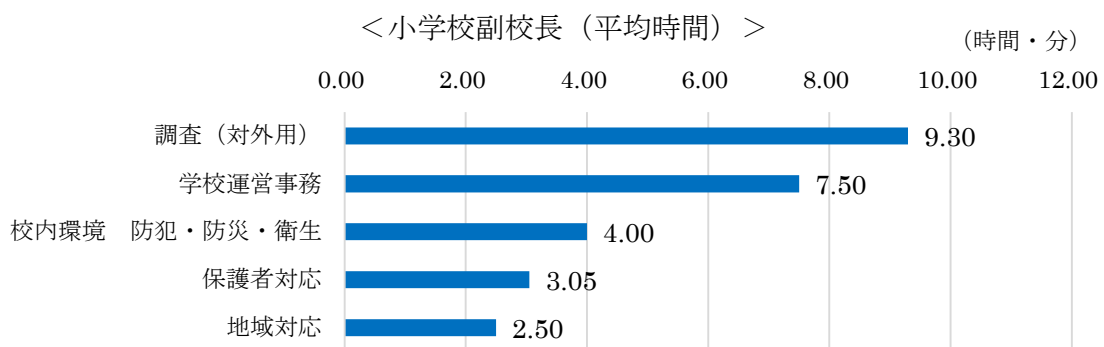
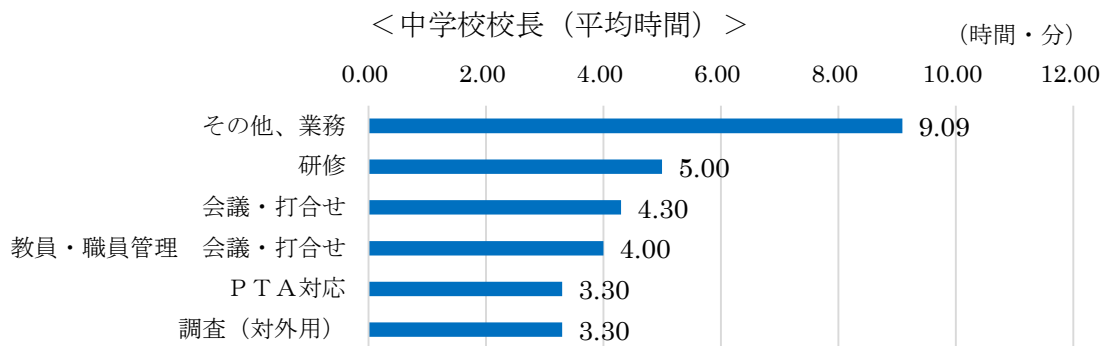
<中学校副校長>

区分	平日 (平均)	土曜日	日曜日	1週間
豊島区	11時間 12分	5時間 55分	1時間 30分	63時間 23分
東京都	12時間 09分	5時間 53分	0時間 46分	63時間 54分
国	12時間 06分	2時間 06分 (平均)		63時間 40分

※1日の正規勤務時間…7時間 45分 1週間あたりの正規勤務時間…38時間 45分

④ 1週間当たりの業務内容別業務時間 (上位5位)





2 調査結果に基づく課題の抽出

豊島区の区立小・中学校に勤務している教職員に対する「勤務実態調査（業務記録調査、業務に関する実態・意識アンケート調査）」及び「教員の働き方改革ワークショップ」の結果から、教員の長時間労働の要因となっている課題を以下のとおり整理しました。

課題 1	新学習指導要領等、業務量への対応が不十分である
------	-------------------------

課題 2	勤務時間内に「授業準備」が完了しきれていない
課題 3	会議、研修は必要性を必ずしも認識できないこともあり、負担感や多忙感につながっている
課題 4	調査対応への負担及び負担感が大きい
課題 5	部活動に関する負担が大きい
課題 6	人材育成が進まず、効率的に業務を行えていない
課題 7	システムやネットワークの活用による業務の効率化が十分に進んでいない
課題 8	慣例的に行われている業務が多い
課題 9	教員が担っている業務の中には、教員以外の職員でも対応可能な業務・作業が含まれているが、事務の分担が進んでいない
課題 10	保護者からの問合せ対応に多忙感・負担感を感じている
課題 11	特別な支援が必要な児童・生徒への対応に難しさを感じている
課題 12	部活動の外部指導員の活用が進んでいない
課題 13	外国籍の児童・生徒が増加し、生活指導等個別の対応により、負担が増加している

課題 14	職場において柔軟な働き方の導入・意識浸透が十分に進んでいない
課題 15	勤務時間が把握できておらず、勤務時間を意識した働き方ができていない
課題 16	仕事へのやりがいや責任感から、自身の健康管理が不十分となっている
課題 17	管理職が組織管理や時間管理、健康安全管理を意識したマネジメントを行えていない
課題 18	土日のPTA活動や地域行事への教員の参加が多く、負担となっている
課題 19	教員の長時間労働を抜本的に改善するためには、自治体個々の取組や学校の自助努力だけでは限界がある
課題 20	自主学習についても、採点やコメントの記載等の対応が求められている

今後の課題	教育管理職（校長・副校長）に関する課題の抽出については、業務が多岐に渡るため、今後さらに詳細な調査を行い、課題の整理を図っていきます。
-------	---

第3章 計画の基本的事項

1 計画の目的・目標

教育委員会及び学校は、教員の長時間労働の改善を図り、教員が「誇り」と「やりがい」を持って職務に専念できる環境を整備する責務があります。

このため、豊島区教育委員会として、教員の働き方を見直し、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、以下の目的のもと本プランを策定するとともに、以下の目標を掲げ、業務改善に取り組んでいきます。

目的

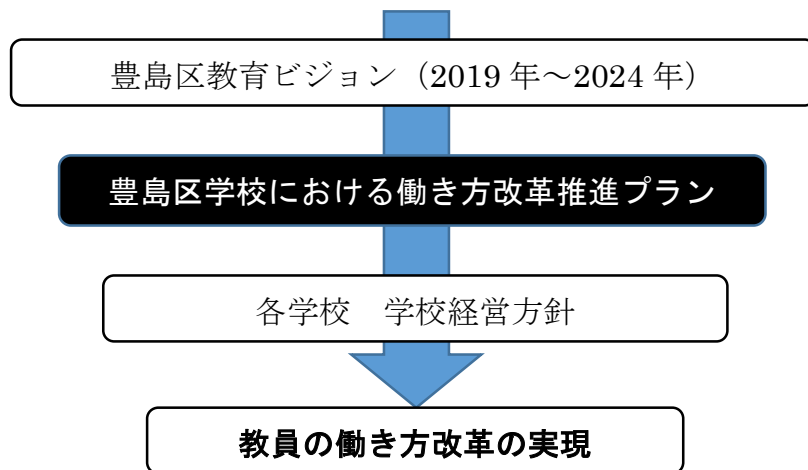
教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図ります。

目標

文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（教員の1か月あたりの在校時間が正規の勤務時間数を除き45時間を超えないこと）を見据えつつ、当面の目標として1週間あたりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにします。

2 計画の位置づけ

本プランは、平成31年度（2019年度）中に策定する「豊島区教育ビジョンー2019年～2024年ー」（豊島区教育振興基本計画）を補完する計画として、各学校での業務改善を推進し、教員の勤務時間の削減を推進するための数値目標を含めた行動計画です。



3 計画期間

本計画で掲げている取組については、2019年4月から2020年3月までの2年間の計画期間とし、その取組状況を点検・評価することで内容改善を図っていきます。

4 計画の具現化に向けた留意点

留意点1

文部科学省が平成31年1月に公表した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、「学校現場での実態を踏まえた問題点の指摘と、わが国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、学校における働き方改革が進められている」と明記されています。

留意点2

働き方に関する各種データや教職員勤務実態調査の結果を基に実感の持てるプ

ランとなるよう配慮するとともに、文部科学省や東京都教育委員会の指針を踏まえながら、豊島区の教育の実情に応じたものにすることが重要です。

留意点 3

文部科学省が平成 29 年 12 月に公表した「学校における働き方改革に関する緊急対策」を具体化する上で、特に以下の 3 点に留意する必要があります。

- ・勤務時間の管理・縮減に向けた制度の整備
- ・業務の明確化・適正化
- ・学校の組織運営体制の整備

留意点 4

学校における働き方改革は、長きにわたる学校文化や習慣によって形成されてきた働き方の見直しであるとともに、社会の急激な変化に対応できる新たな働き方の構築でもあります。

留意点 5

長時間労働の是正にあたっては、提案型のボトムアップ手法や組織の機能性を生かしたライン&スタッフ手法を用いるなど、教員への丁寧な説明による合意形成が必要です。

留意点 6

「チーム学校」として、保護者や町会、地域関係者との相互理解、相互協力を構築していく上でコミュニケーション力を発揮していくことが重要です。

5 計画の具現化に向けたコンセプト

上記の留意点を踏まえ、学校における働き方改革の具現化に向けて、以下のコンセプトのもと、「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定し、推進していきます。

社会の変化を捉え

自分自身の働き方と向き合い

子供の教育と向かい合うために

第 4 章 取組の展開

1 取組の方向性

教員の働き方改革を進めるにあたっては、教育委員会や学校の取組にとどまらず、保護者及び地域住民等の理解と協力を得ながら、「チーム学校」として教員の勤務環境の整備を図っていく必要があります。

教員の長時間労働の改善に向けて、豊島区教育委員会が実施した「教職員勤務実態調査（業務記録調査、業務に関する実態・意識アンケート調査）」及び「教員の働き方改革ワークショップ」の結果から見えてきた課題を踏まえ、本プランでは取組の方向性として以下の 4 点を重要な柱に据えて、総合的な対策を講じていきま

す。

(1) 4つの柱

課題		柱1
1	新学習指導要領等、業務量への対応が不十分である	業務改善・有用性と効率化の推進
2	勤務時間内に「授業準備」が完了しきれていない	
3	会議、研修は必要性を必ずしも認識できないこともあり、負担感や多忙感につながっている	
4	調査対応への負担及び負担感が大きい	
5	部活動に関する負担が大きい	
6	人材育成が進まず、効率的に業務を行えていない	
7	システムやネットワークの活用による業務の効率化が十分に進んでいない	
8	慣例的に行われている業務が多い	
課題		柱2
9	教員が担っている業務の中には、教員以外の職員でも対応可能な業務・作業が含まれているが、事務の分担が進んでいない	チーム学校体制の構築

10	保護者からの問合せ対応に多忙感・負担感を感じている	とサポート スタッフ の充実
11	特別な支援が必要な児童・生徒への対応に難しさを感じている	
12	部活動の外部指導員の活用が進んでいない	
13	外国籍の児童・生徒が増加し、生活指導等個別の対応により、負担が増加している	

課題		柱3
14	職場において柔軟な働き方の導入・意識浸透が十分に進んでいない	勤務時間・ 働き方への 意識改革
15	勤務時間が把握できておらず、勤務時間を意識した働き方ができていない	
16	仕事へのやりがいや責任感から、自身の健康管理が不十分となっている	
17	管理職が組織管理や時間管理、健康安全管理を意識したマネジメントを行えていない	
再掲	人材育成が進まず、効率的に業務が行えていない	
課題		柱4
18	土日のPTA活動や地域行事への教員の参加が多く、負担となっている	家庭・地域

19	教員の長時間労働を抜本的に改善するためには、自治体個々の取組や学校の自助努力だけでは限界がある	の理解促進 及び国・東京都との連携
20	自主学习についても、採点やコメントの記載等の対応が求められている	

(2)本プランの構成

目的	教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の維持向上を図ります。
目標	文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（教員の1か月あたりの在校時間が正規の勤務時間数を除き、45時間を超えないこと）を見据えつつ、当面の目標として1週間あたりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにします。
方向性	柱1 業務改善・有用性と効率化の推進 新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実現するとともに、教員が行っている業務のスリム化・見える化、さらなるICT化を推進して、児童・生徒と向き合う時間を確保します。
	柱2 チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実 教員が主体となって教育活動を展開するとともに、専門スタッフや地域人材等の積極的な活用を図り、地域全体で学校教育を支える体制づくりを推進します。
	柱3 勤務時間・働き方への意識改革 教員のタイムマネジメントへの意識向上を図り、ライフ・ワーク・バランスの充実を図るための取組を推進します。
	柱4 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携 教員の働き方改革の意義と取組を保護者や地域の方々に十分説明し、理解を得るとともに、国や都に対しても制度面や財政面での要望・提言を行っていきます。

2 プランを実施するにあたっての基本的事項

本プランにおいて、4つの柱に基づく具体的な取組を実施するにあたっては、以下の2点の環境整備を図りながら各取組を実施していきます。

(1) 学校・教員が担うべき業務の明確化・適正化

平成29年12月に文部科学省の諮問機関である中央教育審議会が示した「こ

これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方（中間報告）」を踏まえ、学校・教員が担うべき業務の仕分けを行い、業務の明確化・適正化を図りながら、個々の具体的な取組を実施していきます。

●中央教育審議会が示した「これまで学校・教員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方（中間報告）」（平成 29 年 12 月 22 日）

1. 基本的には学校以外が担うべき業務	
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童・生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	その業務内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。
2. 学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	
⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童・生徒の休み時間における対応（輪番・地域ボランティア） ⑦校内清掃（輪番・地域ボランティア） ⑧部活動（部活動指導員等）	部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。
3. 教員の業務だが、負担軽減が可能な業務	
⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）	

(2) 学校配置スタッフの活用促進

学校には、常勤の教職員以外に様々な非常勤・臨時職員が配置され、児童・生徒の学校生活を支えています。正規の教職員の定数管理が国や都の管理下にある中、学校現場が抱える複雑化・多様化する教育課題を解決していくためには、本区の特性、児童・生徒や地域の実情を踏まえ、非常勤・臨時職員を更に活用・配置しながら、個々の具体的な取組を実施していきます。

●区立小・中学校に携わる非常勤・臨時職員（平成 30 年度）

職	区分	業務内容等	担当窓口
---	----	-------	------

非常勤教員	非常勤 (都費)	教員の職務に準ずる日勤講師	指導課 人事 G
非常勤講師	臨時 (都費)	教員の職務に準ずる時間講師	指導課 人事 G
栄養士	非常勤 (区費)	児童・生徒の保健管理や指導等に 従事する職員	学務課 保健給食 G
外国語指導 助手 (ALT)	業務委託	小学校での外国語科・外国語活動に おける外国人の指導助手	指導課 庶務・事業 G
学校図書館 司書	非常勤 (区費)	司書等の資格を有し、学校図書館に おいて図書の出借、配架整理、読書 相談及び授業支援等に従事する職員	指導課 庶務・事業 G
授業づくり 支援員	臨時 (区費)	小規模校において、授業の質の向上を 図るために教員の補助を行う職員	指導課 庶務・事業 G
ICT支援 員	業務委託	授業や校務分掌において ICT 機器の 活用を図るため、教員や児童・生徒に 技術的指導を行う支援員	庶務課 学校 ICTG
スクール・ サポート・ スタッフ	臨時 (区費)	教員からの指示を受け、学習プリント の印刷・配付、テストの採点業務等の 補助を行う職員	指導課 人事 G
補習・支援 チューター	有償ボラ ンティア (区費)	児童・生徒の学力の向上と学習習慣の 定着を図るため、小・中学校において 放課後や長期休業中に行われる補習事 業の講師	指導課 庶務・事業 G

スクールカウンセラー	非常勤 (都費)	児童・生徒へのカウンセリング、教員や保護者への助言等、心理相談の業務に従事する職員	指導課 庶務・事業 G
スクールソーシャルワーカー	非常勤 (区費)	社会福祉の専門として、いじめ、不登校及び虐待等の学校や家庭生活での問題に直面する児童・生徒に対して支援を行う職員	教育センター スクールソーシャルワーカー G
教育支援員	臨時 (区費)	担任だけでは学級経営が困難な場合に、小・中学校の普通学級に配置される支援員	教育センター 子どもサポート G
特別支援学級指導員	非常勤 (区費)	小・中学校の特別支援学級（固定学級）において、児童・生徒の指導に従事する職員	教育センター 子どもサポート G
教育相談員	非常勤 (区費)	教育センターにおいて児童・生徒の教育相談に従事する職員	教育センター 教育相談 G
就学相談員	非常勤 (区費)	教育センターにおいて児童・生徒の就学相談に従事する職員	教育センター 教育相談 G
日本語指導員	非常勤 (区費)	教育センターに設置する日本語指導教室において、日本語の指導を行う職員	教育センター 子どもサポート G
日本語初期指導員	非常勤 (区費)	日本語の理解が十分でない外国籍児童等に対して、在籍する区立小・中学校において日本語の初期指導を行う職員	教育センター 子どもサポート G
学校事務補助職員	臨時 (区費)	学校全般の事務（人事・給与・福利・財務等）を補助する職員	庶務課 学校職員 G
学校医 学校歯科医 学校薬剤師	非常勤 (区費)	児童・生徒の健康診断、保健指導、感染症の予防、緊急措置等に従事する医師、歯科医師、薬剤師	学務課 保健給食 G

学校開放指導員	非常勤 (区費)	学校開放事業の運営・調整・指導を行い、現場職員への助言及び指導を行う職員	放課後対策課 学校開放 G
学校開放管理員	臨時 (区費)	学校開放事業の運営・指導及び事務等に 従事する職員	放課後対策課 学校開放 G

●区立小学校のみに携わる非常勤・臨時職員（平成 30 年度）

職	区分	業務内容等	担当窓口
スクール・スキップ・サポーター	非常勤 (区費)	特別な支援を要する児童に対して、学校や子どもスキップにおいて、学習や行動面での支援を行う職員	放課後対策課 管理 G・児童支援 G
学校看護師	非常勤 (区費)	学校生活における児童・生徒の医療的ケアを行う職員	学務課 学事 G
特別支援教室専門員	非常勤 (都費)	教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営を図るための業務に従事する職員（※2019年度から中学校にも配置）	指導課 人事 G
通学案内指導員	業務委託	児童の登下校時に安全確保にあたる指導員	学務課 学事 G
子どもスキップ職員	正規 (区費)	学童クラブ機能を有し、子供たちの放課後の居場所である子どもスキップに従事する職員	放課後対策課 児童支援 G
学童指導専門員	非常勤 (区費)	子どもスキップにおいて、学童の指導に従事する職員	放課後対策課 管理 G・児童支援 G
学童指導員	非常勤 (区費)	子どもスキップにおいて、学童の指導に従事する職員	放課後対策課 管理 G・児童支援 G

社会教育指導員	非常勤 (区費)	放課後子ども教室の企画・調整・運営を行う職員	放課後対策課 管理 G・児童支援 G
子どもスキップ臨時職員	臨時 (区費)	小学生の遊びの指導と学童保育の補助を行う職員	放課後対策課 管理 G・児童支援 G

●区立中学校のみに携わる非常勤職員・臨時職員（平成 30 年度）

職	区分	業務内容等	担当窓口
水曜トライアルスクール講師	臨時 (区費)	生徒の学力の向上を目指して、中学校において英語、漢字及び数学検定の合格を目指して行われる講座の講師	指導課 庶務・事業 G
部活動外部指導員	有償ボランティア (区費)	中学校の部活動において、顧問の補助として生徒の指導にあたる職員。	指導課 庶務・事業 G
としま未来塾講師	有償ボランティア (区費)	様々な理由により学習習慣が十分に身についていない生徒や、不登校状態で教育センターの適応指導教室に通っている生徒に対して、教育センターで学習支援を行う講師	指導課 庶務・事業 G

3 具体的な取組

本プランでは、教員の働き方改革に向けた4つの柱に基づき、以下の33項目の取組を実施していきます。

1 業務改善・有用性と効率化の推進	
	1-1 会議の精選・効率化
	1-2 研修の実施方法・内容の見直し
	1-3 調査等の精選・見直し
	1-4 校務分掌の見直し
重点	1-5 部活動ガイドラインの順守
	1-6 職層・年齢層のバランスの取れた人員配置・人材育成
重点	1-7 校務支援システムの改善・活用促進
	1-8 教材データの共有化
	1-9 教材準備等におけるICT支援員の活用促進
	1-10 文書作成の電子化・効率化
	1-11 勤務時間外におけるメッセージ機能付電話の導入
	1-12 働き方改革に関する好事例の共有化
2 チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実	
	2-1 学校徴収金の公会計化・システム導入
	2-2 学校事務職員の事務分掌の整理・活用
	2-3 学校事務補助職員の勤務条件の見直し
	2-4 法律相談体制の整備

重点	2-5	スクール・サポート・スタッフ等の活用促進
	2-6	A L T ・ 学校図書館司書の活用促進
	2-7	S C ・ S S W等の専門スタッフによる相談体制の充実
重点	2-8	スクール・スキップ・サポーターの活用促進
重点	2-9	部活動における外部指導員の活用促進
	2-10	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実
3 勤務時間・働き方への意識改革		
	3-1	計画的な休暇等の取得
重点	3-2	出退勤システムの導入
	3-3	定時退庁日の設定
重点	3-4	学校閉庁日の設定
	3-5	在校時間の上限設定
	3-6	管理職のマネジメント能力の向上
4 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携		
	4-1	教員に参加を求める行事・イベントの精選
重点	4-2	教員の働き方改革に対する保護者等の理解・協力の促進
	4-3	学校支援ボランティア等による支援体制の整備
	4-4	学校・家庭・地域の連携強化による教育活動の推進
	4-5	国・東京都への要望・働きかけ

取組 1 - 1

会議の精選・効率化

現状

- ・勤務実態調査の報告では、1週間のうち「職員会議や学年会などの会議」や「個別の打ち合わせ」等の会議にかかる時間は、小学校一般教員で3時間4分、中学校一般教員で2時間30分となっており、平均すると毎日30分程度の時間を要しています。
- ・教員の働き方改革ワークショップにおいても、会議の効率化等を求める意見が出ています。

対策

- ・各学校が行っている会議について、必要性の有無を精査します。
- ・必要な会議についても内容、回数、時間及び開催時期等の見直しを行います。
- ・学校ごとに会議ルールを設け、会議時間の設定や会議資料の事前配付等、会議の効率化を進めていきます。
- ・区や教育委員会が主催し、学校関係者に出席を依頼している会議についても、出席者や会議回数を見直していきます。

● 1週間のうち会議に要する時間（平均）

小学校	3時間04分	中学校	2時間30分
-----	--------	-----	--------

● ワークショップで出た会議に関する意見（一部抜粋）

- ・メール等で済む会議がある
- ・授業後、疲れている中で効率がわるい
- ・会議の進行における非効率さ
- ・時間をかけ過ぎ
- ・情報共有ができていない

● 会議の効率化に向けたルールづくりの検討

- ・会議の厳選
- ・会議時間の設定
- ・会議メンバーの厳選
- ・会議資料の要点化
- ・会議資料の事前配付
- ・校務支援システムを活用した情報の共有化（掲示板機能の活用）
- ・会議録の簡略化（要点メモ）

取組 1 - 2

研修の実施方法・内容の見直し

現状

- ・ 教員は、新学習指導要領への対応等、子供たちの資質・能力を育成するために、幅広い経験と研鑽を積み、実践的な指導力を身につける必要があります。
- ・ 多忙な日々を送る中、都・区教育委員会が実施する各種研修会に加えて、自校での研究推進校・研究奨励校としての研究、さらには区立小・中学校の教育研究会にも参加しています。

対策

- ・ 新学習指導要領や新たな教育課題に対応した研修を組み入れるなどして、研修内容の充実を図りつつ、現行の研修体系の見直しを行います。
- ・ 研修記録の見直し等、研修の実施方法についても改善を図っていきます。

● 区立小・中学校の研修体系（平成 31 年度）

管理職研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長研修 ・ 新補・転補校長研修 ・ 副校長研修 ・ 新補・転補副校長研修
職層研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任教諭任用時研修 ・ 新補・転補主任教諭研修 ・ 主任教諭研修（学校リーダー育成研修） ・ 教務主任研修 ・ 生活指導主任研修 ・ キャリア教育（進路指導主任研修） ・ 研究主任研修 ・ 能代市教員派遣授業改善リーダー研修
法定研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手教員育成研修（一年次研修、二年次研修、三年次研修） ・ 宿泊事前研修（区） ・ 四年次研修（区） ・ 中堅教諭等資質向上研修
教育課題研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育研修 ・ 道徳教育研修 ・ 人権教育研修 ・ 環境教育研修 ・ 幼児教育研修 ・ 健康教育研修 ・ 体育実技指導研修 ・ 学校図書館教育研修 ・ 英語教育研修（小学校） ・ 理科実技研修
選択研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談研修 ・ ICT活用研修 ・ 特別支援教育スキルアップ研修

取組 1 - 3

調査等の精選・見直し

現状

- ・学校での各種調査への対応は主に副校長が担っており、副校長の1週間の業務の中で小・中学校ともに一番時間を要する業務となっています。
- ・教員の働き方ワークショップにおいても、長時間労働の要因に各種調査への対応が挙げられています。

対策

- ・区及び教育委員会による学校への各種調査・照会について、必要性を精査し、見直しを行います。

● 1週間のうち各種調査の対応に要する時間

項目	小学校（副校長）	中学校（副校長）
調査対応（校外用）	9時間30分	10時間20分
調査対応（校内用）	2時間30分	6時間30分
合計時間	12時間00分	16時間50分

● ワークショップで出た各種調査等に関する意見（一部抜粋）

- ・同じような調査がくる
- ・調査の時期に配慮してほしい
- ・回答期限に余裕をもってほしい
- ・メールの件名に締切日を入れてほしい
- ・前回の回答内容が添付してあると時間短縮につながる

● 学校への各種調査実施にあたっての確認事項

- ・他に類似の調査はないか
- ・依頼の時期は適切か
- ・回答期限は余裕を持って設定されているか
- ・必要最小限の設問となっているか
- ・分かりやすい、回答しやすい設問となっているか
- ・回答にあたって記入例や前回の回答書が添付されているか

取組 1 - 4

校務分掌の見直し

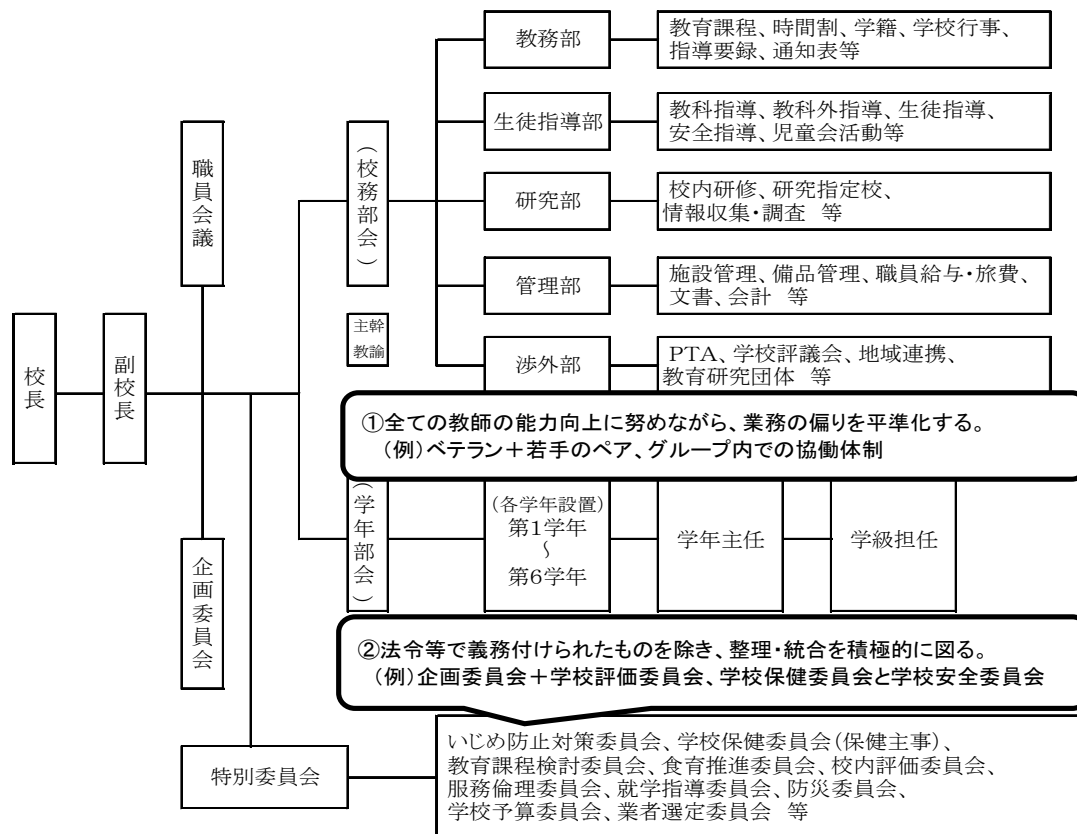
現状

- ・学校内における運営上必要な分掌組織は、概ね3～5程度の部に分かれており、各部の下に係や各担当が置かれています。また、法令や国・都のガイドライン、各学校の実情等に応じて特別委員会が設置されています。
- ・教員は、学級担任や教科担任、部活動顧問以外にも複数の校務を担っています。

対策

- ・各学校で分掌組織の目的を明確にするとともに、PDCAサイクルを基に校務分掌の見直しを行い、業務のスリム化・効率化を図っていきます。
- ・特定の教員への業務の偏りを解消するとともに、業務の継続に向けて、複数の教員で業務を担当するなど、業務量の平準化と業務の見える化を進めていきます。

●校務分掌の見直し（例示）



重点

削減目標：中学校：年間約 120 時間

取組 1－5**部活動ガイドラインの順守****現状**

- ・勤務実態調査の報告では、中学校の教員の 8 割以上が部活動顧問をしています。また、土・日曜日に 1 日以上活動している教員は、運動部で 7 割、文化部で 5 割います。

対策

- ・国が示す「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて策定した「豊島区立中学校部活動ガイドライン」を各中学校が順守し、適切な活動時間と休養日を設け、部活動顧問の負担軽減を図ります。

●部活動の設置状況

区分	年度	部活動数	参加人数
運動部	平成 28 年度	55	1,631 人
	平成 29 年度	57	1,445 人
	平成 30 年度	53	1,400 人
文化部	平成 28 年度	49	793 人
	平成 29 年度	41	713 人
	平成 30 年度	39	730 人

●中学校一般教員のうち、部活動顧問をしている割合

部活顧問をしている	81.0%	部活顧問をしていない	19.0%
-----------	-------	------------	-------

●部活動顧問の運動部・文化部の割合

運動部	72.6%	文化部	27.4%
-----	-------	-----	-------

●1週間平均の活動日数

運動部	4.3 日	文化部	3.2 日
-----	-------	-----	-------

●土・日の活動状況

区分	土日両方活動	土日どちらか1日	活動していない
運動部	22.2%	72.2%	5.6%
文化部	0%	50.0%	50.0%

●部活動への意識（5段階）

区分	部活動を少なくしたい			積極的に取り組みたい	
	1	2	3	4	5
運動部	30.6%	19.4%	22.2%	13.9%	13.9%
文化部	35.7%	28.6%	28.6%	7.1%	0%

●豊島区立中学校部活動ガイドライン

項目	内容
休養日	<ul style="list-style-type: none"> 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える）。 長期休業中も上記に準じた扱いとする。
活動時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日の活動時間は、学期中の平日で2時間程度とする。 週休日（祝日等含む）及び長期休業中は大会や練習試合等を除き3時間程度とする。



現状

・いわゆる団塊の世代の大量退職に伴い、本区の小・中学校においても経験年数が10年未満の若手教員が半数近くを占める状況となっています。こうした中、若手教員がベテラン教員から教材の準備や児童・生徒の指導方法等について十分に指導・助言を受けられない状況にあり、若手教員の長時間労働につながっています。

対策

・東京都教育委員会に対して人事異動の際に職層や経験年数等を考慮したバランスの取れた人員配置を行うよう働きかけていきます。
 ・中堅教員に対して主幹教諭や主任教諭等の昇任試験の受験を勧奨し、学校教育を牽引していくミドルリーダーを確保します。

●一般教員の職層別構成比

<小学校>

職層	割合
主幹教諭	10.1%
指導教諭	0.9%
主任教諭	36.1%
教諭	43.5%
主幹養護教諭・主任養護教諭・養護教諭	4.9%
代替教諭	4.5%

<中学校>

職層	割合
主幹教諭	13.9%
指導教諭	2.6%
主任教諭	32.2%
教諭	44.8%
主幹養護教諭・主任養護教諭・養護教諭	5.2%
代替教諭	1.3%

●一般教員の経験年数別構成比

<小学校>

職層	割合
30年以上	10.0%
20年以上30年未満	13.8%
10年以上20年未満	31.5%
5年以上10年未満	21.5%
5年未満	23.1%

<中学校>

職層	割合
30年以上	27.6%
20年以上30年未満	19.0%
10年以上20年未満	20.7%
5年以上10年未満	13.8%
5年未満	19.0%

重点

削減目標：小学校：年間約 26 時間、中学校：年間約 35 時間

取組 1-7

校務支援システムの改善・活用促進

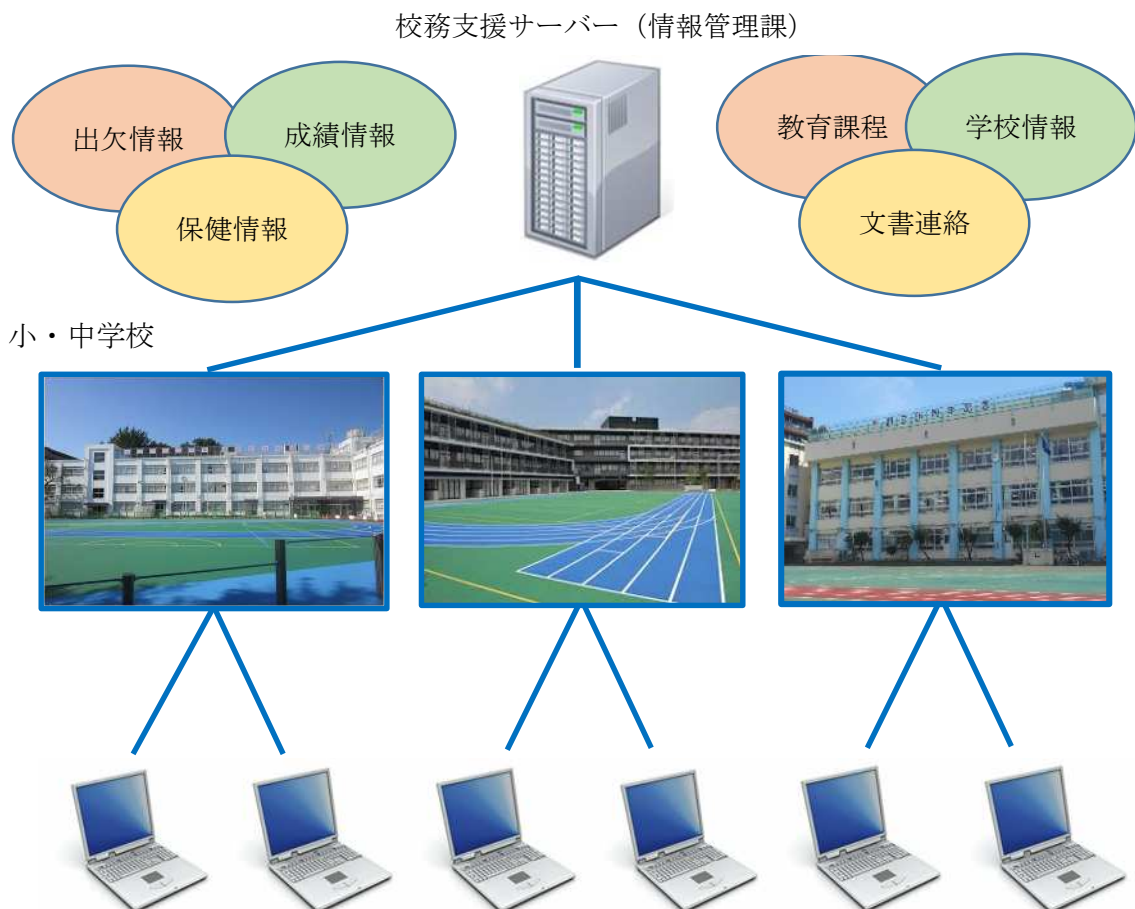
現状

- ・教員の事務作業の軽減を図るため、平成 26 年度より校務支援システムを運用開始し、児童・生徒の出欠情報や成績情報等の電子化や文書連絡等のペーパーレス化を進めていますが、教員の働き方ワークショップにおいて、校務支援システムの利便性の向上等を求める意見が挙がっています。

対策

- ・教員から出ている意見等を踏まえてシステム改修や機能追加等を検討し、校務支援システムのさらなる利便性の向上と活用促進を図っていきます。

●校務支援システムの概要



取組 1 - 8

教材データの共有化

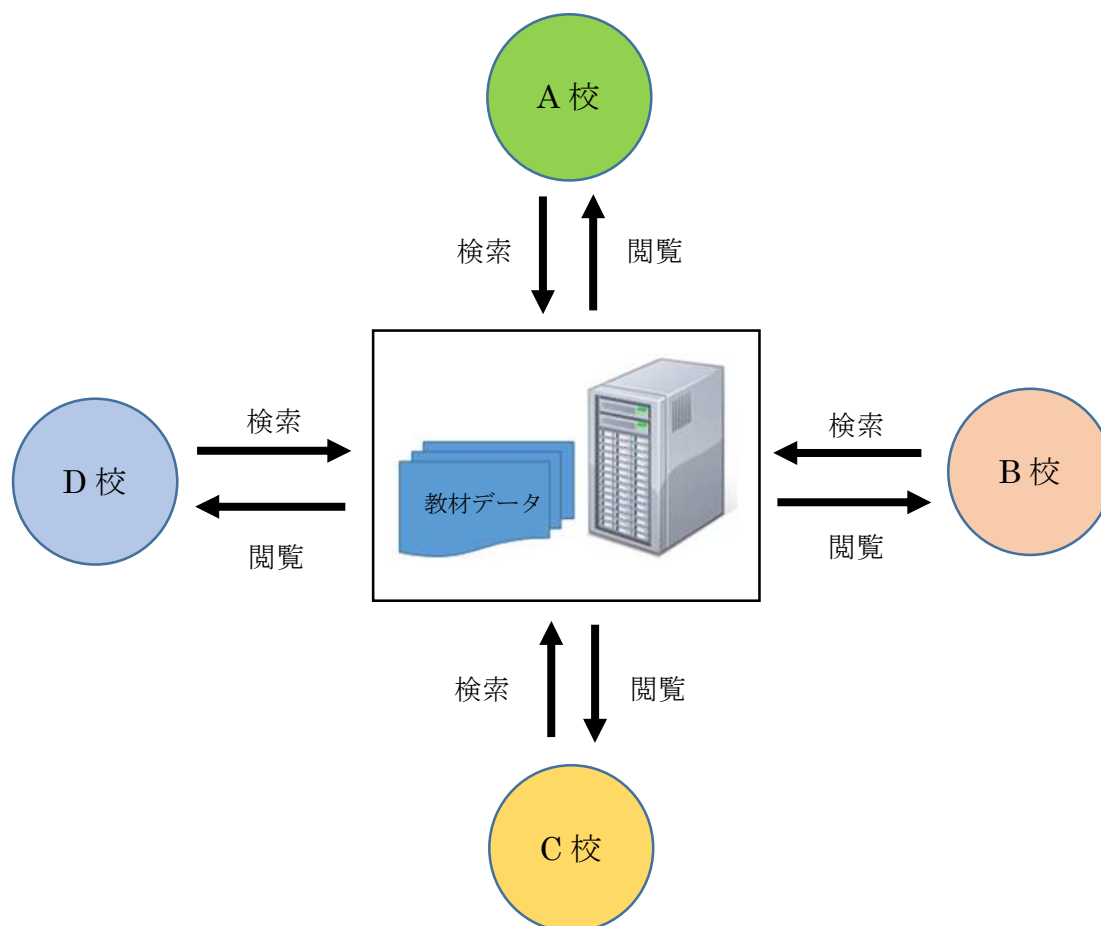
現状

- ・授業等で用いる教材データについては、一部の教材を除き、紙ベースや校内でのデータ共有にとどまっており、学校間で欲しい情報が瞬時に入手できる状況になっていません。

対策

- ・学校間で教材データを情報共有できるよう管理運用に関するルールづくりを進めていきます。

●教材データの共有化（例示）



現状

- ・小・中学校のICT環境の整備に合わせて、教員のICT活用能力の向上を図るため、外部委託によりICT支援員を各学校に派遣しています。
- ・子ども一人ひとりの主体的な学びを支援するため、タブレットパソコン等を用いたデジタル教材の活用がこれまで以上に求められています。

対策

- ・教材準備等におけるICT支援員のさらなる活用促進に向けて、支援体制の充実に努めていきます。

● ICT支援員を活用して作成したデジタル教材（小学校2年生 算数）

区分	学年	教科	単元	時期	タブレット
小	2	算数	かたちをしらべよう	9月	先生の提示用 子ども1人1台 子ども複数人/1台
めあて			しきつめもようを作り、きづいたことを話しあおう。		
◆学習探検ナビ「もようをつくってみよう」			導入することへの効果		
 <p>14色のパレットから色を選び、児童の自由な発想を引き出しながら図形のしきつめ活動を行うことができます。 作った模様から平面の広がりや気付けさせたり、また色違いの同じ形をしきつめることで生まれる規則性などの算数のおもしろさを感じさせることをねらいとします。図形学習への興味・関心を促すことができます。 また、作成した作品を印刷し、評価物として保存が可能です。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・単元の終末に三角形や四角形の構成要素への理解に定着するために、しきつめの学習活動をする際に事前準備として、教材を購入するか、色画用紙などで作成をしていた。（準備時間の目安 1人分：2分×35人=70分）当教材を使うことにより、タブレット1台準備、起動するだけで授業に取り組むことができます。 ・単元の学習プリントが紐づいて用意されており、印刷するだけで授業準備ができ、さまざまな紙教材の中からふさわしいプリントを探す必要がありません。 ・教科書の学習領域系統に合わせ、他学年にも同じコンテンツを配置するため、他学年の担任の先生も授業準備を時間短縮が期待できます。 		
 <p>3年「三角形のなかまを探しよう」</p>			 <p>4年「四角形を探よう」</p>		

取組 1－10

文書作成の電子化・効率化

現状

- ・勤務実態調査の報告書では、一般教員の悩みのうち「作成しなければならない文書が多い」と感じている教員は9割を超え、教員が抱える悩みの中で最も高い数字となっています。
- ・教員の働き方改革ワークショップにおいても、文書作成の効率化を求める意見が多数挙がっています。

対策

- ・紙ベースで作成している文書について、電子化を進めていきます。
- ・区の文書規程に準じて、書式の見直しや公印省略等、手続の簡略化を図っていきます。

●一般教員の悩み（作成しなければならない文書が多い）

とてもそう思う	まあそう思う	そうは思わない	不明
72.9%	22.9%	3.2%	1.0%

●ワークショップで出た文書作成に関する意見（一部抜粋）

- ・文書作成のIT化
- ・文書が見つけにくいので、フォルダ名の付け方などの工夫が必要
- ・教育委員会への報告事項が多い
- ・システム活用やデータ管理の方法を改善することにより、情報の共有化と事務処理の効率化が図れる
- ・文書作成マニュアルを整備してほしい

●文書作成の電子化・効率化に向けた検討事項

- ・出退勤システムの導入に伴う年休申請・旅費申請等の各種申請の電子化
- ・内部文書や軽易な文書の公印省略
- ・ファイリングシステム（ファイル基準表）の導入に基づく文書の統一的な管理
- ・文書作成マニュアルの整備

取組 1-11

勤務時間外におけるメッセージ機能付電話の導入

現状

- ・勤務時間外の保護者等からの問い合わせにより、授業準備等の業務時間が確保しづらい状況にあります。

対策

- ・勤務時間外に自動応答メッセージが流れる機能付電話を各学校に導入します。

●自動応答メッセージの設定時間

区分	平日・土日（登校日）	土日（登校日除く）・休日・学校閉庁日
小学校	19：00～翌7：45	終 日
中学校	19：00～翌7：45	終 日

●自動応答メッセージの内容

保護者等



①学校へ連絡



②自動応答メッセージ



小・中学校



お電話ありがとうございます。
誠に申し訳ございませんが、電話受付時間は、児童（生徒）の登校日午前7時45分から午後7時までとなっています。
恐れ入りますが、受付時間内におかけ直していただきますようお願いいたします。

取組 1-12

働き方改革に関する好事例の共有化

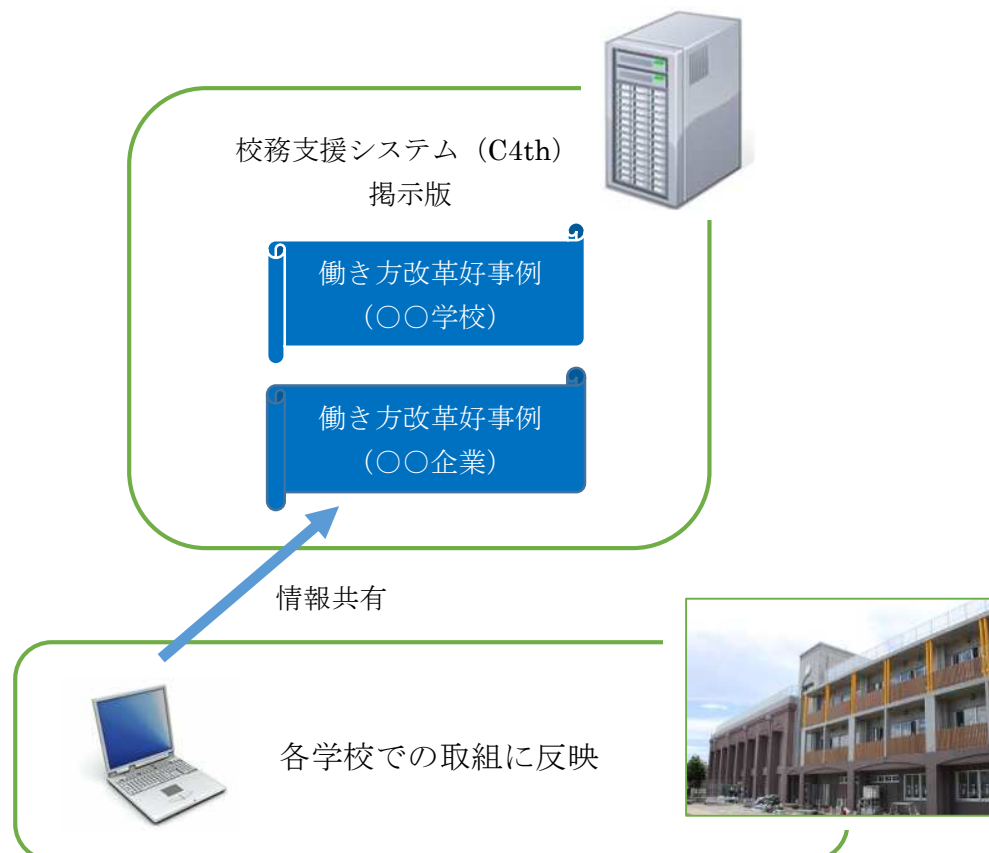
現状

- ・新学習指導要領や特別な支援を要する子どもへの対応等、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教員の長時間労働を是正していくためには、働き方改革に関する様々なアイデアや好事例を学校現場に取り入れていく必要があります。

対策

- ・他校や民間企業の好事例を校務支援システム（C4th）等に掲示し、各学校での働き方改革への取組を広げていきます。

●働き方改革に関する好事例の共有



取組 2 - 1

学校徴収金の公会計化・システム導入

現状

- ・学校給食費・補助教材費等の私費会計に関する業務を学校が担っており、教員の長時間労働の一要因となっています。

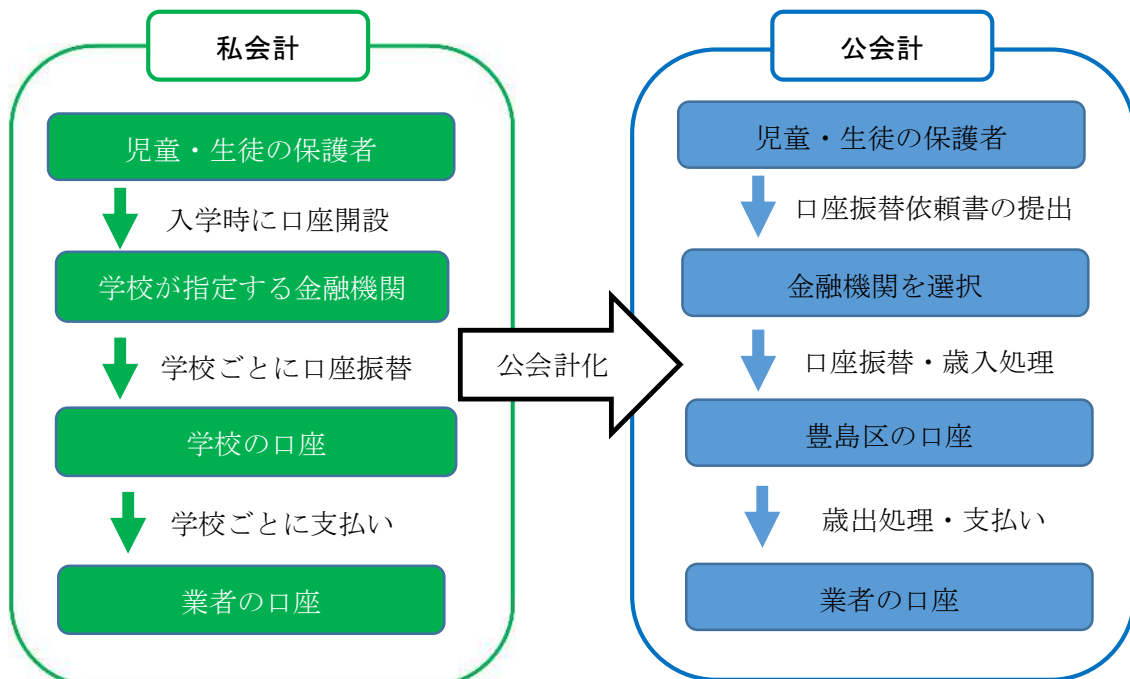
対策

- ・文部科学省の「学校給食費等の学校徴収金の徴収・管理に関する公会計化導入に向けたガイドライン」を注視しながら、学校徴収金の公会計化・システム導入を検討します。

●文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」(H30.7.27)

学校給食費の会計処理（平成 28 年度時点）	
公会計 39.7%	徴収・管理業務を主に自治体が行っている 17.8%
	徴収・管理業務を主に学校が行っている 21.9%
私会計 60.3%	徴収・管理業務を学校が行っている

●公会計のイメージ図



取組 2 - 2

学校事務職員の事務分掌の整理・活用

現状

- ・学校事務職員の職務については、東京都教育委員会からの通知を受けて教育長名で各学校に対し標準的な職務内容を示していますが、一部の業務を副校長等の教員が担っているなど、学校間で差異があります。

対策

- ・校長の下、学校事務職員が標準的な職務内容を含む校務運営に主体的に関わることにより、学校の組織力を強化していきます。

●学校事務職員の標準的職務【都通知 21 教総総第 1699 号】

区分	職務の分類	具体的な職務例
総務	事務の総括に関する事	学校事務の総括及び連絡調整
	文書に関する事	文書の收受・管理・発送、法規及び諸規定の整理保管、情報公開請求への対応など
	統計調査・各種報告に関する事	学校基本調査、保護者負担金調査、諸報告など
	証明に関する事	職員及び生徒の諸証明の発行など
	渉外に関する事	官公庁、PTA、地域各種団体との連絡調整、窓口対応（来客電話、ファクス等）など
	情報管理に関する事	個人情報管理、学校情報管理（広報関係）など
	危機管理に関する事	災害・不審者情報伝達、緊急通報体制整備など

人 事	人事事務に関すること	教職員履歴の整理・保管、採用・退職・転出入関係事務など
	服務に関すること	出勤簿管理、関係諸帳簿の整理保管など
	外部人材に関すること	支援人材、外部指導員との連絡調整、諸報告など
給 与	給与に関すること	給与の支払、所得税等の徴収事務、諸手当の認定事務など
	旅費に関すること	旅費の執行計画、請求、支払など
	報酬に関すること	講師・嘱託員の報酬支給など
財 務	予算・決算に関すること	区市町村費の校内予算編成、予算執行、決算など
	物品に関すること	備品の取得・維持・管理・点検、その他物品関係事務など
	施設・設備に関すること	施設設備の維持・安全管理、学校施設開放事務など
	学校徴収金に関すること	私費会計（給食費、副教材等）の口座管理、支払、督促支援など
	諸会計管理に関すること	各種助成金、補助金、団体会計、募金、郵券管理など
学 務	就学援助費に関すること	就学援助費支給関係事務、保護者への通知
福 利 厚 生	福利厚生に関すること	共済組合・互助会・公務災害・安全衛生関係など

(注) この表は、学校事務職員が総括あるいは関与すべき標準的職務内容を例示したものです。

上記のほか、区市町村教育委員会その他職務上の上司の命により職務を実施します。

取組 2 - 3

学校事務補助職員の勤務条件の見直し

現状

- ・小・中学校には東京都採用の学校事務職員が1名ずつ配置されていますが、学校事務を補助するため、区が臨時的に採用した学校事務補助職員が1名ずつ配置されています。

対策

- ・「会計年度任用職員」制度への移行に合わせて、学校事務補助職員の勤務条件の見直しを検討します。

● 現行の学校事務補助職員制度（平成30年度時点）

項目	小学校事務職員	中学校事務職員 (駒込中学校)	中学校事務職員 (駒込中以外)
勤務日数	年間80日 (月7日～8日)	年間80日 (月7日～8日)	月15日
勤務時間	6時間	6時間	6時間
配置人数	各校1名	1名	各校1名

● 会計年度任用職員の概要（2020年4月1日以降）

会計年度任用職員

パートタイム

- ・勤務時間：週38時間45分未満
- ・採用方法：競争試験又は選考
- ・給付：報酬、費用弁償（通勤に係る費用）、期末手当

取組 2 - 4

法律相談体制の整備

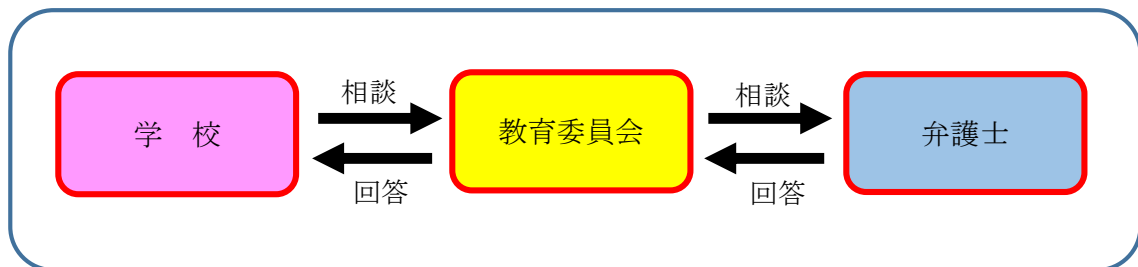
現状

- ・学校内で起きた事故や児童・生徒間のトラブル等については、学校から法的な相談があった場合に、教育委員会を通じて弁護士に相談を行っています。

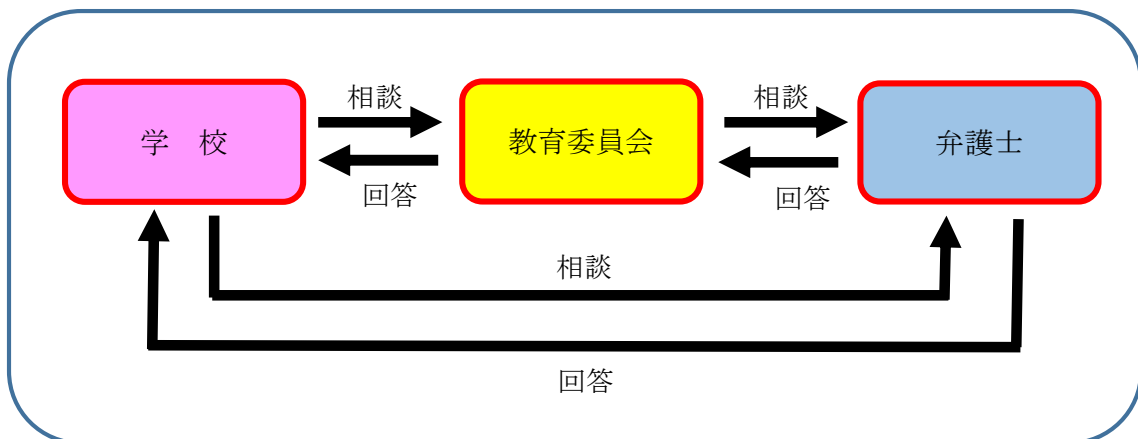
対策

- ・学校内での事故やトラブル等に迅速かつ適切に対応できるようにするため、学校が弁護士と直接相談できる体制の整備を検討していきます。
- ・弁護士等を講師として招いて、法律や対処方法等を学ぶ研修を実施します。

● 現行の仕組み



● 今後の検討事項



重点

削減目標：小学校：年間約 17 時間、中学校：年間約 17 時間

取組 2-5

スクール・サポート・スタッフ等の活用促進

現状

- ・勤務実態調査の報告では、一般教員の悩みとして、「授業準備の時間が十分に取れていない」、「児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が十分に取れていない」と回答した教員は、いずれも 9 割にのぼっています。

対策

- ・東京都の補助制度を利用し、教員業務の補助を行う非常勤・臨時職員（スクール・サポート・スタッフ等）のさらなる活用促進を図っていきます。

●一般教員の悩み（授業準備の時間が十分に取れない）

とてもそう思う	まあそう思う	そうは思わない	不明
60.1%	29.8%	6.4%	3.7%

●一般教員の悩み（児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が十分に取れない）

とてもそう思う	まあそう思う	そうは思わない	不明
41.5%	48.9%	8.0%	1.6%

●スクール・サポート・スタッフの概要

項目	内容
導入の目的	各学校にスクール・サポート・スタッフ（臨時職員）を配置し活用することにより、一般教員の負担軽減を図り、教員が教材研究や児童・生徒への指導等に注力できる体制を整備します。
業務内容	教員からの指示を受け、学習プリント等の印刷・配付の準備、準備の補助、採点業務の補助などを行い、教員の業務支援を行います。

●教員OB等を活用した教員業務のワークシェアリング

項目	内容
導入の目的	負担の大きい校務分掌を担う教員の授業時数の軽減を図るため、教員業務のワークシェアリングを進めます。
業務内容	モデル校として東京都の指定を受けた学校において、教員OB等を非常勤講師して任用し、授業を受け持ってもらいます。

取組 2 - 6

A L T ・ 学校図書館司書の活用促進

現状

- ・グローバル社会や高度情報化社会の進展に対応するため、「小学校での英語授業の時間数の増加」や「ICT等を活用した主体的・対話的で深い学びの実現」等に取り組み、子ども一人ひとりの「生きる力」を育んでいかなければなりません。

対策

- ・教員業務や子どもの学びをサポートするA L T（外国語指導助手）や学校図書館司書の活用促進を図っていきます。

●小学校での外国語科・外国語活動の年間授業数とA L T（外国語指導助手）の配置

学年	平成 30 年度（2018 年度）	平成 31 年度（2019 年度）
5・6年生	50 時間（A L T 配置 50 時間）	70 時間（A L T 配置 70 時間）
3・4年生	30 時間（A L T 配置 30 時間）	35 時間（A L T 配置 35 時間）
2年生	12 時間（A L T 配置 12 時間）	12 時間（A L T 配置 12 時間）
1年生	8 時間（A L T 配置 8 時間）	8 時間（A L T 配置 8 時間）



●学校図書館司書の配置

年度	配置人数	備考
平成 30 年度（2018 年度）	11 人	1 学校あたり 3 週で 4 日の配置
平成 31 年度（2019 年度）	拡充検討	2020 年度に向けて拡充を検討

※平成 30 年度に専任の学校図書館司書として教育委員会に図書館司書を配置転換

取組 2-7**SC・SSW等の専門スタッフによる相談体制の充実****現状**

- ・近年、いじめや不登校など、学校生活や家庭生活で悩みや不安を抱える児童・生徒が増加しており、学校のみならず、教育、福祉及び保健等の関係機関・部署と連携した組織的な対応が求められています。

対策

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフによる相談体制を充実していくとともに、子ども関連の機関・部署とも緊密な連携を図りながら、学校現場が抱える諸課題に組織的に対応していきます。

●**スクールカウンセラーの概要**

配 置	東京都教育委員会が非常勤職員として採用し、各区立小・中学校に1名ずつ配置されています。
勤務内容	児童・生徒へのカウンセリング、教員や保護者への助言等、心理相談業務に従事しています。
勤務日数	年間 38 日（1日7時間45分）

●**スクールソーシャルワーカーの概要**

配 置	豊島区教育委員会が教育センター所属の非常勤職員として採用し、各学校長からの申込みにより派遣をします。 (平成30年度は3名)
勤務内容	社会福祉の専門家として、いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や家庭生活において問題に直面する児童・生徒の支援を行います。
勤務日数	月 16 日（1日7時間45分）※学校の求めに応じて随時派遣

●**スクールソーシャルワーカー派遣申請件数の推移**

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	35 件	42 件	40 件
中学校	30 件	34 件	47 件
合 計	65 件	76 件	87 件

重点

取組 2-8

スクール・スキップ・サポーターの活用促進

現状

- ・児童に対して、学校における教育活動から子どもスキップにおける放課後事業まで切れ目のない支援を行うため、平成 29 年度に子どもスキップを教育委員会に移管しました。
- ・さらに、平成 30 年度から特別支援を要する児童に対して、学校及び子どもスキップの両施設で支援を行う「スクール・スキップ・サポーター」を新設して対応にあたっています。

対策

- ・増加傾向にある特別な支援を要する児童に対応するため、「スクール・スキップ・サポーター」のさらなる確保を図っていきます。

● スクール・スキップ・サポーターの概要

職務内容	<ul style="list-style-type: none">・通常学級に在籍している特別な支援を要する児童に対して、学習面や行動面での支援を行います。・子どもスキップにて、特別な支援を要する児童に対して、身辺介助、安全管理、友人関係及び遊びに関する支援を行います。
資格要件	次のいずれかの資格を有するもの ①教員免許 ②保育士 ③臨床心理士 ④看護師
勤務形態	【勤務日数】 月 21 日以内 【勤務時間】 月 124 時間 【基本的な勤務パターン】 9 時 30 分～13 時 15 分 (3 時間 45 分) 学校 13 時 15 分～14 時 15 分 休憩 14 時 15 分～18 時 15 分 (4 時間) 子どもスキップ ※夏休み期間等学校休業日は子どもスキップの勤務となります。
配置	<ul style="list-style-type: none">・放課後対策課に所属し、各学校及び子どもスキップに 1 名ずつ配置します。

重点

削減目標：中学校：年間約 48 時間

取組 2-9**部活動における外部指導員の活用促進****現状**

- ・勤務実態調査の報告では、中学校の部活動顧問のうち、指導可能な知識や技能を備えていない教員が4割以上います。また、部活動指導について外部の人材に委ねてもよいと思う教員が5割以上います。

対策

- ・地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。

●部活動に関する指導可能な知識・技能

区分	十分備えている	ある程度備えている	どちらともいえない	あまり備えていない	全く備えていない	不明
運動部	27.8%	16.7%	11.1%	25.0%	19.4%	0%
文化部	14.3%	35.7%	7.1%	21.4%	14.3%	7.1%

●部活動指導者に関する考え

区分	外部に委ねるべき			教員が行うべき	
	1	2	3	4	5
運動部	30.6%	19.4%	22.2%	13.9%	13.9%
文化部	35.7%	28.6%	28.6%	7.1%	0%

●部活動指導員の活動実績

年度	登録人数	年間活動数
平成 27 年度	47 名	延べ 3,259 回
平成 28 年度	48 名	延べ 3,275 回
平成 29 年度	41 名	延べ 3,292 回

取組 2-10

外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実

現状

- ・外国籍の児童・生徒が増加傾向にあり、母国語しか話せない児童・生徒及び保護者への対応に教員が苦慮しています。

対策

- ・外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。

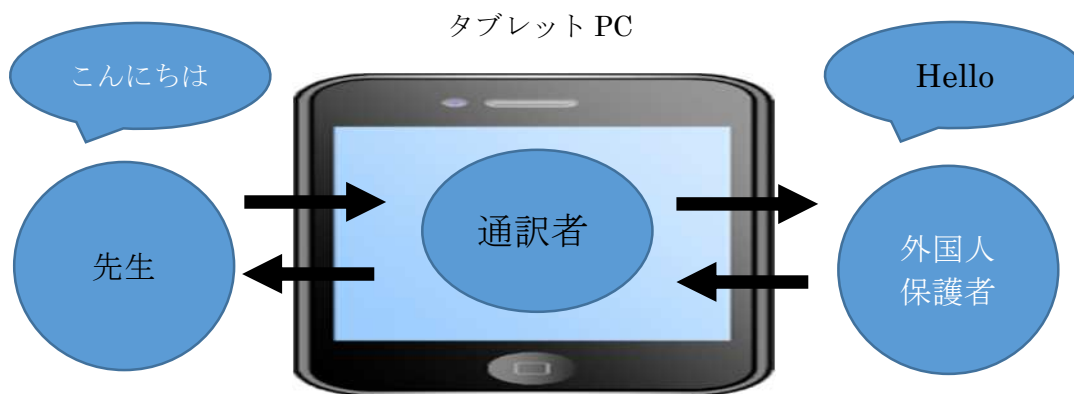
●区立小・中学校における外国籍児童・生徒数の推移（5月1日時点）

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	208 人 (2.7%)	240 人 (3.0%)	272 人 (3.3%)
中学校	120 人 (4.6%)	106 人 (4.2%)	104 人 (4.3%)
合 計	328 人 (3.2%)	346 人 (3.3%)	376 人 (3.5%)

●区立小・中学校への通訳派遣の推移（年間派遣回数）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
小学校	54 件	49 件	56 件
中学校	16 件	18 件	30 件
合 計	70 件	67 件	86 件

●イマすぐ通訳サービス（※外国人児童・生徒が多い豊成小、池袋小、西池袋中で導入）



取組 3 - 1

計画的な休暇等の取得

現状

- ・勤務実態調査の報告では、小・中学校の教員の年次有給休暇の平均取得日数は、校長・副校長の管理職が7日、一般教員が12日となっており、授業のない長期休業中に集中して取得する傾向にあります。

対策

- ・2019年度から実施する学校閉庁日を活用するなど、校長・副校長が自ら計画的に年次有給休暇を取得するとともに、一般教員に対しても計画的な年次有給休暇の取得を働きかけ、休暇が取得しやすい環境づくりを進めていきます。

●教員の年次有給休暇の取得日数（平均）

区 分	年次有給休暇取得日数	うち長期休業期間中の取得
校長・副校長	7.0 日	4.4 日
一 般 教 員	12.0 日	7.5 日

●教員の主な休暇制度

項 目	付与日数	概 要
年次有給休暇	1年の付与20日 時間又は半日単位で取得可	翌年に限り20日を限度として繰越可 年の途中で採用された者は採用月に応じて付与
夏 季 休 暇	5日以内	夏季の期間（7月1日～9月30日）の心身のリフレッシュ等のための休暇

重点

取組 3-2

出退勤システムの導入

現状

- ・各学校で教員一人ひとりの正確な実働勤務時間の把握ができていない状況にあります。

対策

- ・出退勤システムを導入し勤務時間を記録することで、各教員のマネジメント意識を高めます。
- ・長時間労働が続く教員に対して、管理職が客観的データを活用し適切な助言や指導を行います。

●出退勤システムのイメージ図

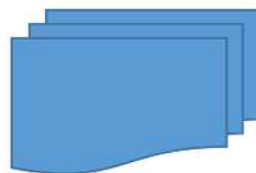
ICカードを専用リーダーにタッチ



出退勤時間をサーバーに保存



個人や学校単位でデータを管理・集計



パソコン上で在校時間の状況を確認



取組 3 - 3

定時退庁日の設定

現状

- ・仕事へのやりがいや責任感、子供たちのためにとの思いから、勤務時間や健康管理への意識が薄れ、長時間労働になっています。

対策

- ・学校ごとに実施可能な日を検討し、原則、週1日以上（祝日がある場合は除く）の定時退庁日を設定します。

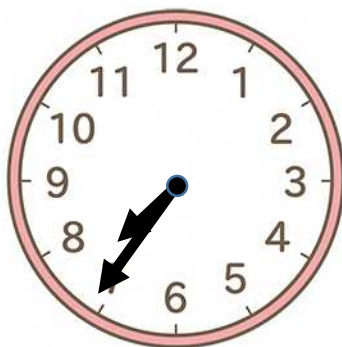
●小学校一般教員の出勤時間・退勤時間（平均）

区分	全体	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
出勤時刻	7:36	7:29	7:33	7:42	7:31
退勤時刻	19:20	19:56	19:30	19:23	18:49

●中学校一般教員の出勤時間・退勤時間（平均）

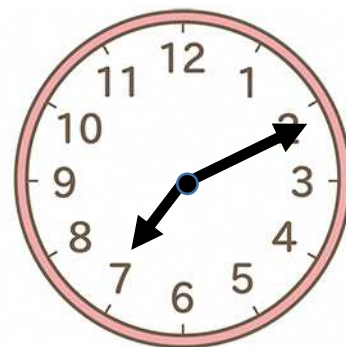
区分	全体	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上
出勤時刻	7:38	7:26	8:05	7:44	7:30
退勤時刻	18:51	19:42	19:21	18:31	18:19

小・中一般教員の平均出勤時刻



7:36

小・中一般教員の平均退勤時刻



19:11

教員の正規の出退勤時間（例）
出勤：8:15
退勤：16:45

●豊島区役所の場合の定時退庁日（ノー残業デー）の設定

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	ノー残業デー		ノー残業デー	

重 点

取得目標：一般教員有給取得日数：11.8日⇒16.8日

取組 3 - 4**学校閉庁日の設定****現状**

- ・授業がある日は休暇が取得しづらい状況にあります。

対策

- ・夏季休業中に学校閉庁日を設定し、教員の休暇取得を促進します。

●夏季休業期間中の学校閉庁日の設定（2019年度）

7月19日	1学期終業式
	研修、日直、部活動指導、補習、個人面談等
8月10日	土曜日
8月11日	日曜日（祝日：山の日）
8月12日	振替休日
8月13日	学校閉庁日（休暇取得の促進）
8月14日	
8月15日	
8月16日	
8月17日	土曜日
8月18日	日曜日
	研修、日直、部活動指導、補習、個人面談等
8月27日	2学期始業式

●冬季休業期間中の学校閉庁日の設定（2019年度）

年末年始の休日に合わせて学校閉庁日を1日（12月27日）設ける。

取組 3 - 5

在校時間の上限設定

現状

- ・労働基準法の時間外労働の規制が及ばない公立学校においては、教員の長時間労働が常態化しています。

対策

- ・国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を注視しながら、小・中学校での在校時間の上限設定の検討を進めます。

●国の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月）

上限の目安時間	1 か月	1 か月の在校等時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45 時間を超えないようにすること。
	1 年間	1 年間の在校等時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360 時間を超えないようにすること。

<特例的な扱い>

- ①上記を原則としつつ、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務をせざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720 時間を超えないようにすること。
この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 45 時間を超える月は、1年間に6月までとする。
- ②また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が 100 時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80 時間を超えないようにすること。



●東京都教育庁通知（平成 31 年 2 月）

各区市町村教育委員会においても、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること。



国のガイドライン順守に向けた方針等の策定(在校時間の上限設定も視野に入れて検討)

取組 3 - 6

管理職のマネジメント能力の向上

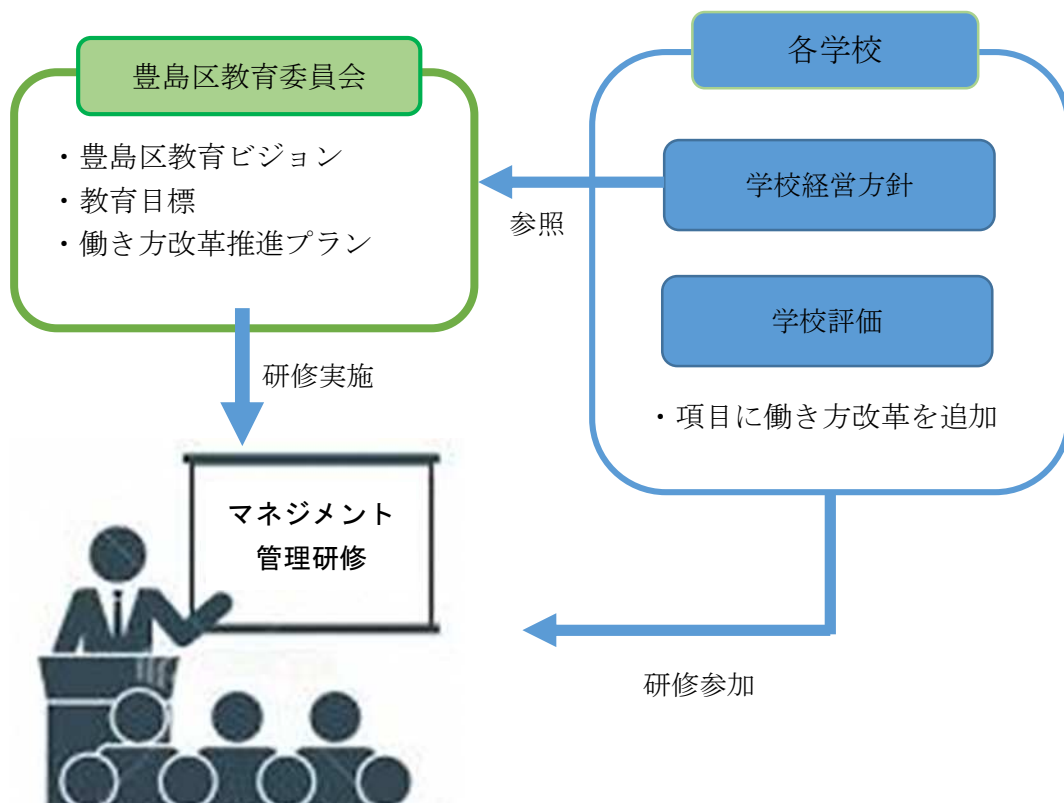
現状

- ・学校における働き方改革を進めるにあたっては、教員一人ひとりの意識改革はもとより、校長が強いリーダーシップを発揮し、組織・時間・健康・安全等のマネジメントをしっかりと行っていく必要があります。

対策

- ・各学校が作成する学校経営方針や学校評価に働き方改革に関する項目を盛り込み、PDCAサイクルにより計画的・継続的に長時間労働の改善に取り組んでいきます。
- ・校長・副校長の管理職を対象に、組織運営、労務管理、メンタルヘルス等に関する研修の実施を検討し、マネジメント能力の向上を図っていきます。

●管理職のマネジメント能力の向上



取組 4 - 1

教員に参加をを求める行事・イベントの精選

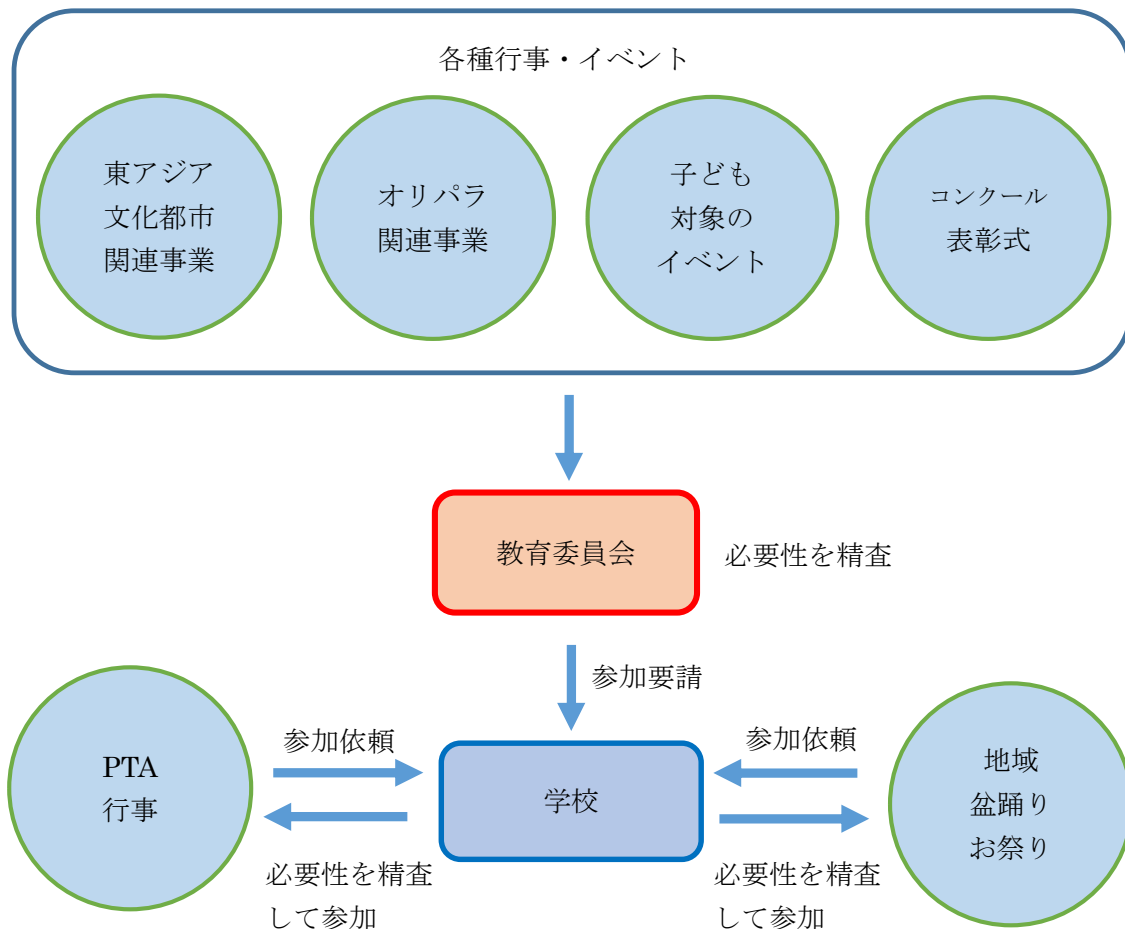
現状

- ・教育委員会に加えて、区や各種団体等から学校に対して行事やイベントへの参加要請があり、校長、副校長等が勤務時間外に対応するケースが増加しています。

対策

- ・各学校に対して参加を要請する行事・イベントについて、学校への過度な負担とならないように、教育委員会で教育課程との関連性や子どもへの教育効果等を勘案しながら参加を要請していきます。
- ・PTAや地域等から直接学校に参加依頼のある行事・イベントについても、各学校において必要性を精査し、参加の判断を行っていきます。

●学校に参加をを求める行事・イベントの精選



重点

取組 4 - 2

教員の働き方改革に対する保護者等の理解・協力の促進

現状

- ・教員の働き方改革を着実に推進していくためには、保護者や地域の理解と協力を得ながら、社会全体で取り組んでいく必要があります。

対策

- ・教育だより豊島や学校だより等の広報媒体に加え、としま教育タウンミーティング、PTA総会及び学校運営協議会等の場を活用し、教員の勤務実態や働き方改革に向けた取組を周知し、理解と協力を求めています。

●教員の働き方改革に対する保護者等の理解・協力



広報媒体を利用した周知

- ・教育だより豊島
- ・広報としま
- ・区・教育委員会ホームページ
- ・学校だより
- ・学校ホームページ

e t c

会議体を利用した周知

- ・PTA総会
- ・PTA会長研修会・役員研修会
- ・としま教育タウンミーティング
- ・学校運営協議会
- ・保護者会

e t c



取組 4 - 3

学校支援ボランティア等による支援体制の整備

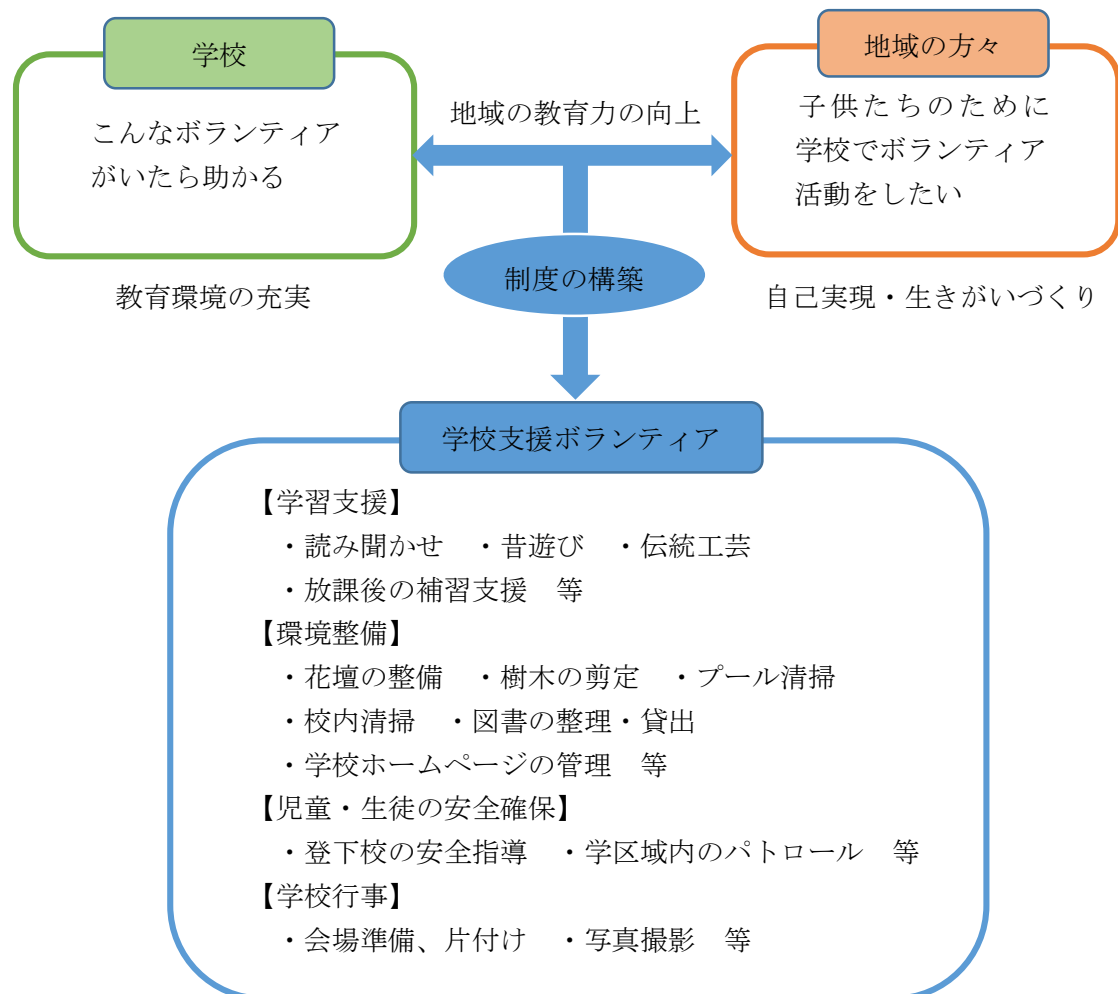
現状

- ・各学校で行われている授業や行事等に保護者や地域の方々がボランティアとして関わっていますが、教員の働き方改革を推進していくためには、地域全体で学校での教育活動を支援する体制をより一層充実させていく必要があります。

対策

- ・各学校が地域の多様な人的資源を積極的に活用できるよう、学校支援ボランティア等による支援体制の整備を検討していきます。

●学校支援ボランティアの活動事例



取組 4 - 4

学校・家庭・地域の連携強化による教育活動の推進

現状

- ・核家族化や共働き世帯の増加など社会環境の変化により、学習習慣や生活習慣など、本来家庭において第一義的に行われるべき教育が学校に委ねられる傾向にあります。

対策

- ・学校・家庭・地域が連携を図りながら役割分担を進め、自らが生活する地域社会の担い手を育成していきます。

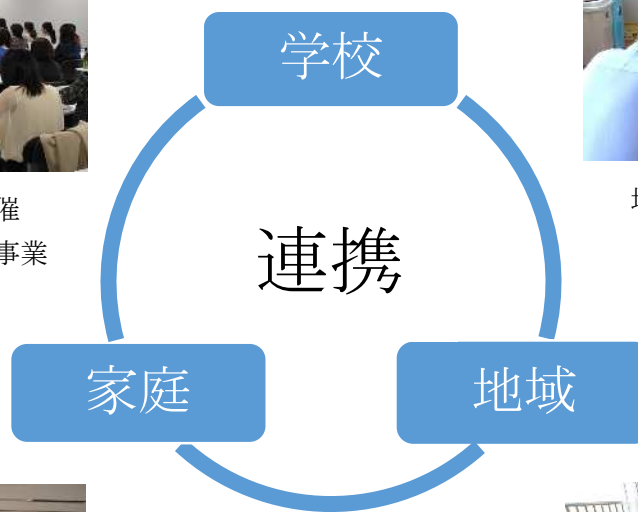
●学校・家庭・地域の連携による教育活動（一例）



教育委員会主催
家庭教育推進員事業



地域の方々による
算数補習教室



中学校 PTA 連合会主催
子どものスマホ講演会



地域区民ひろば
昔あそび指導

取組 4 - 5

国・東京都への要望・働きかけ

現状

- ・教員の長時間労働の背景に国や都の制度のあり方等が大きく影響しています。

対策

- ・国や東京都に対して人的・財政的支援を要望・提言していきます。

●学校編成及び教職員配置等に関する国と地方の役割

項目	学級編成	教職員配置	財政措置
国	学級編成の標準（40人）を設定 （義務標準法に規定）	都道府県ごとに教職員総数の基準（標準定数）を設定 （加配定数を含む。）	教職員給与の3分の1を負担
都道府県教育委員会	国が定める標準を基に学級編成の基準を設定 都道府県の判断により、児童・生徒の実態等を考慮し、40人を下回る学級編成基準の設定が可能	標準定数を標準としつつ、都道府県独自の判断も盛り込みながら、県費負担教職員の定数を条例で制定 都道府県教育委員会は、県費負担教職員の任命権を有し、市町村の内申を得て、教職員を配置	教職員の給与を負担
区市町村教育委員会	都道府県が定める学級編成の基準に従い、学級編成を実施	都道府県教育委員会に対し、県費負担教職員人事の内申を提出	/
区市町村小・中学校	学級の設置 40人を上限とする学級編成を基本としつつ、都道府県の判断による少人数学級が設置可能	校長による意見の申出	

●国・東京都に対する要望・提言事項（一例）

- ・法整備による少人数学級の早期実現
- ・教員定数の改善と学級編成基準の緩和
- ・少人数指導や多忙解消、いじめ不登校支援などのための加配教職員定数の拡充
- ・産休・育休代替教員等リストの早期提出
- ・小学校における専科教員の拡充
- ・中学校における生徒指導体制充実のための教員配置
- ・副校長の複数配置
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの基礎定数化
- ・ICT等を活用した業務改善に係る環境整備に対する財政支援の拡充

4 作業スケジュール

本プランに掲げる取組については、2019年4月から2019年3月までの計画年度内に各取組の成果が上げられるよう下記のスケジュールに沿って進めていきます。

豊島区学校における働き方改革推進プラン 33 の取組

項目	実施機関			年度		
	教育委員会	学校	保護者・地域	2018	計画期間	
					2019	2020
1 業務改善・有用性と効率化の推進						
1-1	会議の精選・効率化	●	●	—		実施
1-2	研修の実施方法・内容の見直し	●	—	—		実施
1-3	調査等の精選・見直し	●	—	—		実施
1-4	校務分掌の見直し	—	●	—		検討
【重点】 1-5	部活動ガイドラインの順守	—	●	—		実施
1-6	職層・年齢層のバランスの取れた人員配置・人材育成	●	●	—		実施
【重点】 1-7	校務支援システムの改善・活用促進	●	●	—		検討
1-8	教材データの共有化	●	●	—		検討

項 目		実施機関			年 度		
		教育 委員会	学校	保護者・ 地域	2018	計画期間	
						2019	2020
1-9	教材準備等における I C T支援員の活用 促進	●	●	—	実施	促進	
1-10	文書作成の電子化・ 効率化	●	—	—		実施	
1-11	勤務時間外における メッセージ機能付 電話の導入	●	—	—		導入	
1-12	働き方改革に関する 好事例の共有化	●	●	—		実施	
2 チーム学校体制の構築とサポートスタッフの充実							
2-1	学校徴収金の公会計 化・システム導入	●	—	—		検討	
2-2	学校事務職員の事務 分掌の整理・活用	●	●	—		実施	
2-3	学校事務補助職員の 勤務条件の見直し	●	—	—		検討	実施
2-4	法律相談体制の整備	●	—	—		検討	
【重点】 2-5	スクール・サポート・ スタッフ等の活用促進	●	●	—	実施	促進	
2-6	A L T ・ 学校図書館 司書の活用促進	●	●	—	実施	促進	

項 目		実施機関			年 度		
		教育 委員会	学校	保護者・ 地域	2018	計画期間	
						2019	2020
2-7	SC・SSW等の専門 スタッフによる相談 体制の充実	●	●	—	実施	充実	
【重点】 2-8	スクール・スキップ・ サポーターの活用 促進	●	—	—	実施	促進	
【重点】 2-9	部活動における外部 指導員の活用促進	●	●	—	実施	促進	
2-10	外国籍児童・生徒等 に対する通訳サービス・ 通訳派遣の充実	●	—	—	実施	充実	
3 勤務時間・働き方への意識改革							
3-1	計画的な休暇等の 取得	—	●	—		実施	
【重点】 3-2	出退勤システムの 導入	●	—	—		導入	運用 開始
3-3	定時退庁日の設定	—	●	—		実施	
【重点】 3-4	学校閉庁日の設定	●	—	—		実施	
3-5	在校時間の上限設定	●	—	—		検討	実施
3-6	管理職のマネジメント 能力の向上	●	●	—		実施	

項 目	実施機関			年 度		
	教育 委員会	学校	保護者・ 地域	2018	計画期間	
					2019	2020
4 家庭・地域の理解促進及び国・東京都との連携						
4-1	教員に参加を求める 行事・イベントの精選	●	●	●		実施
【重点】 4-2	教員の働き方改革 に対する保護者等の 理解・協力の促進	●	●	●		実施
4-3	学校支援ボランティア 等による支援体制の 整備	●	●	●		検討 実施
4-4	学校・家庭・地域の 連携強化による教育 活動の推進	●	●	●		実施
4-5	国・東京都への要望・ 働きかけ	●	—	—		実施

第5章 計画の推進に向けて

本プランについては、2019年度に策定予定の「豊島区教育ビジョンー2019年～2024年ー」（豊島区教育振興基本計画）にも盛り込み、重点的に取り組んでいきます。

本プランの推進にあたっては、学校と教育委員会が連携し、家庭や地域の理解と協力を得ながら実行していきます。

本プランを着実に実行するため、今後「学校における働き方改革プロジェクトチーム」（仮称）を設置し、個々の取組の具体的な検討や進行管理を行っていきます。

業務の遂行にあたっては、P D C Aサイクルの下、目標の達成状況を確認しながら、取組の効果を客観的に検証し、次年度以降の業務改善につなげていきます。

学校における働き方改革にあたっては、そもそもの国の制度のあり方等が大きく影響してくるため、国や東京都の動向を注視しつつ、本プランを着実に実行するとともに、今後も継続的に学校現場の実態を国や東京都に情報発信しながら、教職員定数の改善等の人的・財政的支援を働きかけていきます。

<プラン推進に向けたP D C Aサイクル>



参考資料

1 教員の働き方改革検討部会での検討経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成30年9月6日	1 豊島区学校における働き方改革推進プランの策定について (1)プラン策定の目的について (2)教職員勤務実態調査（アンケート調査）結果速報値について (3)プラン目標値、柱立てについて (4)今後のスケジュールについて 2 次回日程の確認について
第2回	平成30年10月30日	1 豊島区教職員勤務実態調査の概要報告 2 プラン策定に向けた課題の整理 3 次回日程の確認について
第3回	平成30年12月14日	1 豊島区学校における働き方改革推進プランの体系案について 2 次回日程の確認について
第4回	平成31年1月21日	1 豊島区学校における働き方改革推進プランにおける取組について 2 次回日程の確認について
第5回	平成31年2月19日	1 豊島区学校における働き方改革推進プラン（素案）について

2 教員の働き方改革検討部会委員

役職	団体名等	氏名	備考
部会長	区職員	加藤 勲	教育部指導課長
部会員	区立小学校保護者	野間口 雄三	区立小学校 PTA 連合会会長
部会員	区立中学校保護者	守屋 仁子	区立中学校 PTA 連合会会長
部会員	区立中学校長	飯島 光正	駒込中学校長
部会員	区立小学校副校長	大津 昭彦	駒込小学校副校長
部会員	区立中学校副校長	岡泉 美和子	千川中学校副校長
部会員	区立小学校主幹教諭	河内 麻衣子	高南小学校主幹教諭
部会員	区立中学校主幹教諭	菅根 亮子	駒込中学校主幹教諭
部会員	区職員	渡邊 明日香	政策経営部行政経営課長
部会員	区職員	大須賀 裕子	文化商工部図書館課長
部会員	区職員	関 祐一	教育部指導課統括指導主事

事務局：教育委員会事務局教育部庶務課・指導課

3 豊島区教育ビジョン検討委員会教員の働き方改革検討部会設置要綱（平成 30 年 8 月 3 日 教育部長決定）

（設置）

第 1 条 平成 27 年 3 月策定の「豊島区教育ビジョン 2015 豊島区教育振興基本計画」の改定について具体的・専門的な検討を行うため、「豊島区教育ビジョン検討委員会」（以下「委員会」という。）に以下のとおり、教員の働き方改革検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 条 部会は、次の事項を検討し、その結果を委員会に報告する。

- (1) 新たに策定する「豊島区教育ビジョン（豊島区教育振興基本計画）」における教員の働き方改革に関すること。
- (2) 豊島区学校における働き方改革推進プランの策定に関すること。

（組織）

第 3 条 部会は、次に掲げる職にある者で構成し、部会長を置く。

- (1) 区立小・中学校保護者
- (2) 区立小・中学校長
- (3) 区立小・中学校副校長
- (4) 区立小・中学校主幹もしくは主任教諭
- (5) 行政経営課長
- (6) 図書館課長
- (7) 指導課長
- (8) 統括指導主事

2 部会員の任期は、「豊島区教育ビジョン（豊島区教育振興基本計画）」策定までとする。

（会議）

第 4 条 部会は、部会長が必要に応じて召集し、部会長が議長を務める。

- 2 部会長に事故のあるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の会務を統括する。
- 4 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は、意見を述べさせることができる。

（事務局）

第 5 条 部会の庶務は、庶務課及び指導課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 8 月 3 日から施行する。

豊島区学校における働き方改革推進プラン

平成31年3月
豊島区教育委員会

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
電 話 03-3981-1141 F A X 03-3980-5163